

香川県環境基本計画（素案）

環境と成長の好循環が図られる
グリーン社会の実現

香 川 県

目 次

第1章 香川県の自然環境と社会経済

1 自然環境	2
2 人口	4
3 経済	6
4 県民の意識	7

第2章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨	10
2 計画の位置づけ・性格	11
3 計画の期間	12
4 計画の対象範囲	12
5 計画の基本的な考え方	13
6 環境の将来像と基本目標	14

第3章 環境の保全に関する施策展開の方向

1 環境の保全に関する施策の体系	16
2 施策の展開	18
第1節 環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進	18
第2節 地球温暖化対策の推進	31
第3節 循環型社会の推進	40
第4節 自然と共生する地域づくりの推進	53
第5節 安全・安心な生活環境の保全	65

第4章 計画の推進

1 推進体制	80
2 進行管理	80

参考資料

1 環境指標一覧	82
----------	----

第1章 香川県の自然環境と社会経済

1 自然環境

2 人口

3 経済

4 県民の意識

第1章 香川県の自然環境と社会経済

1 自然環境

古くから海上交通の要衝として発展してきた本県は、昭和9(1934)年に日本で初めて国立公園に指定された「瀬戸内海国立公園」の東部に位置し、四国の東北部にあります。

北は県花・県木のオリーブで知られる小豆島をはじめ、現代アートの聖地として世界的に有名な直島など、大小110余の島々が「世界の宝石」と称される瀬戸内海に浮かび、魅力ある風景を形作るとともに、静かな海面や白砂青松の浜、古い港町の家並みや島々の段々畑など、自然と人間の営みが一体となった郷土風景が他にはない特色となっています。

また、南には讃岐山脈が連なり、北に向かって開けた讃岐平野には、讃岐富士(飯野山)などに代表されるおむすび型の里山や、屋島に代表される溶岩台地が分布するなど、独特の景観を生み出しており、万葉集にも「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と歌われています。

河川はおおむね讃岐山脈に源を発し、北流して瀬戸内海に注いでいますが、流路延長が短く、また降水量が少なく、水資源に恵まれていないことから、県内には満濃池をはじめ、大小1万2千余のため池がつくられ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。

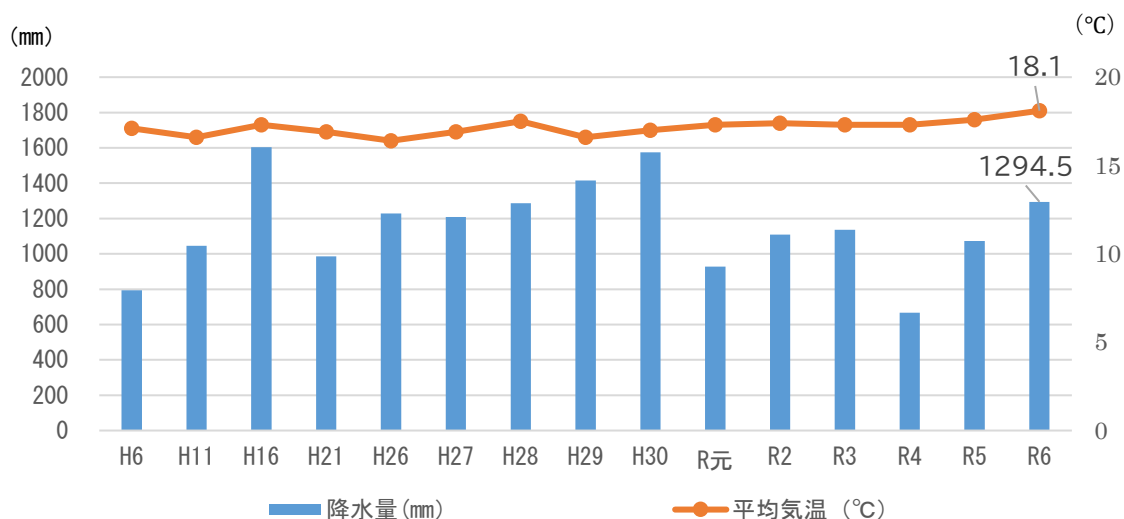
面積は全国で最も小さく(1,876.83平方km)、全国に占める面積の割合は0.5%ほどですが、可住地面積の比率は高く、人口密度は中四国で最も高くなっています。

気候は、年間を通じて比較的温暖であり、年間日照時間は全国上位にあります。また、地震・台風などの自然災害は比較的少なく、これに温暖な気候、充実した都市型インフラなどが加わり、他地域に比べて暮らしやすい地理的条件が強みとなっています。

平地と山地がおおよそ相半ばしているなか、土地利用は、讃岐平野を中心に田畑やため池からなる農業地域が広がり、平野部の山々や讃岐山脈をはじめ、瀬戸内海に浮かぶ島々でも森林地域が形成されています。これらの緑や水辺に囲まれた県土は、交通手段の発達に伴う生活圈、行動圏の拡大により、自然的、社会的、経済的条件のいずれにおいても一体性が強く、全県的に高度な土地利用が行われています。

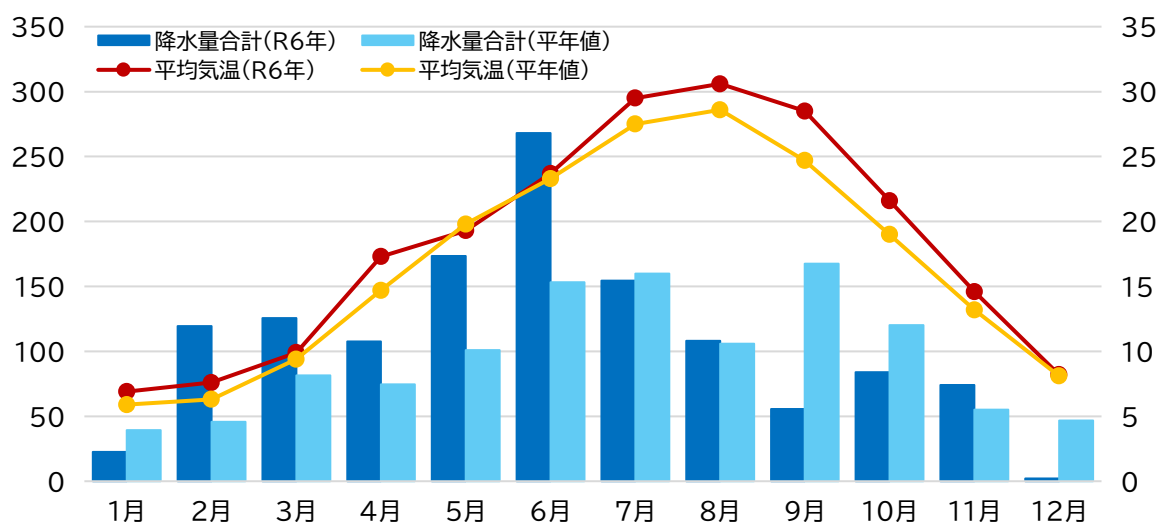
こうした豊かな自然環境は、人々にうるおいとやすらぎを与え、日々の暮らしを支える生活の基盤となるだけでなく、観光や産業などさまざまな分野において、本県経済の成長を支える貴重な財産となっています。

図1-1 年間降水量と年平均気温



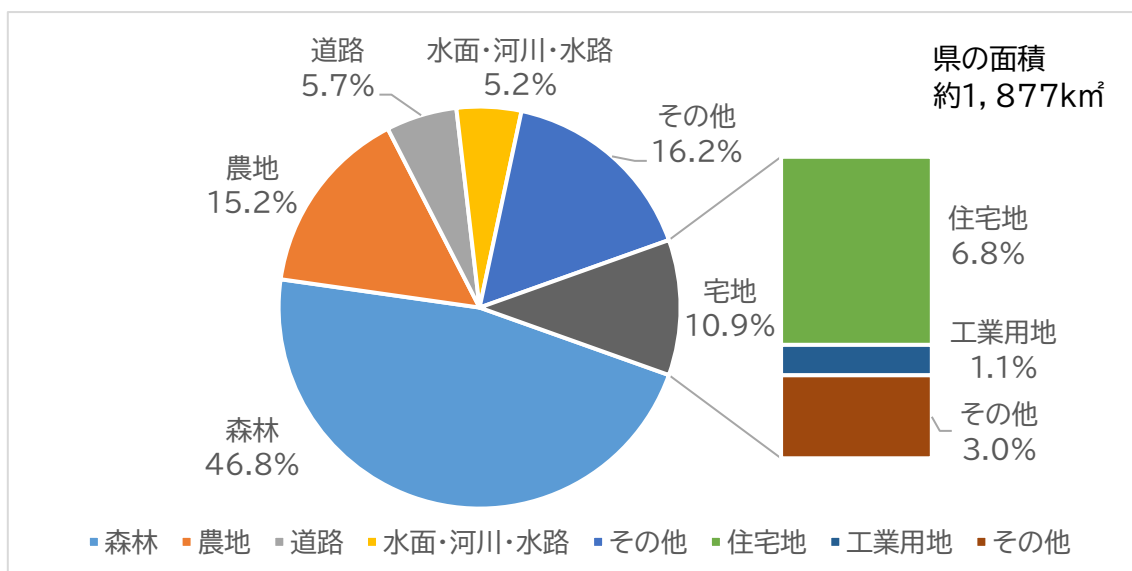
資料:気象庁「各種データ・資料(高松)」

図1-2 月別降水量と月別平均気温



資料:気象庁「各種データ・資料(高松)」

図1-3 土地利用の現況(令和5年)



資料:香川県環境政策課

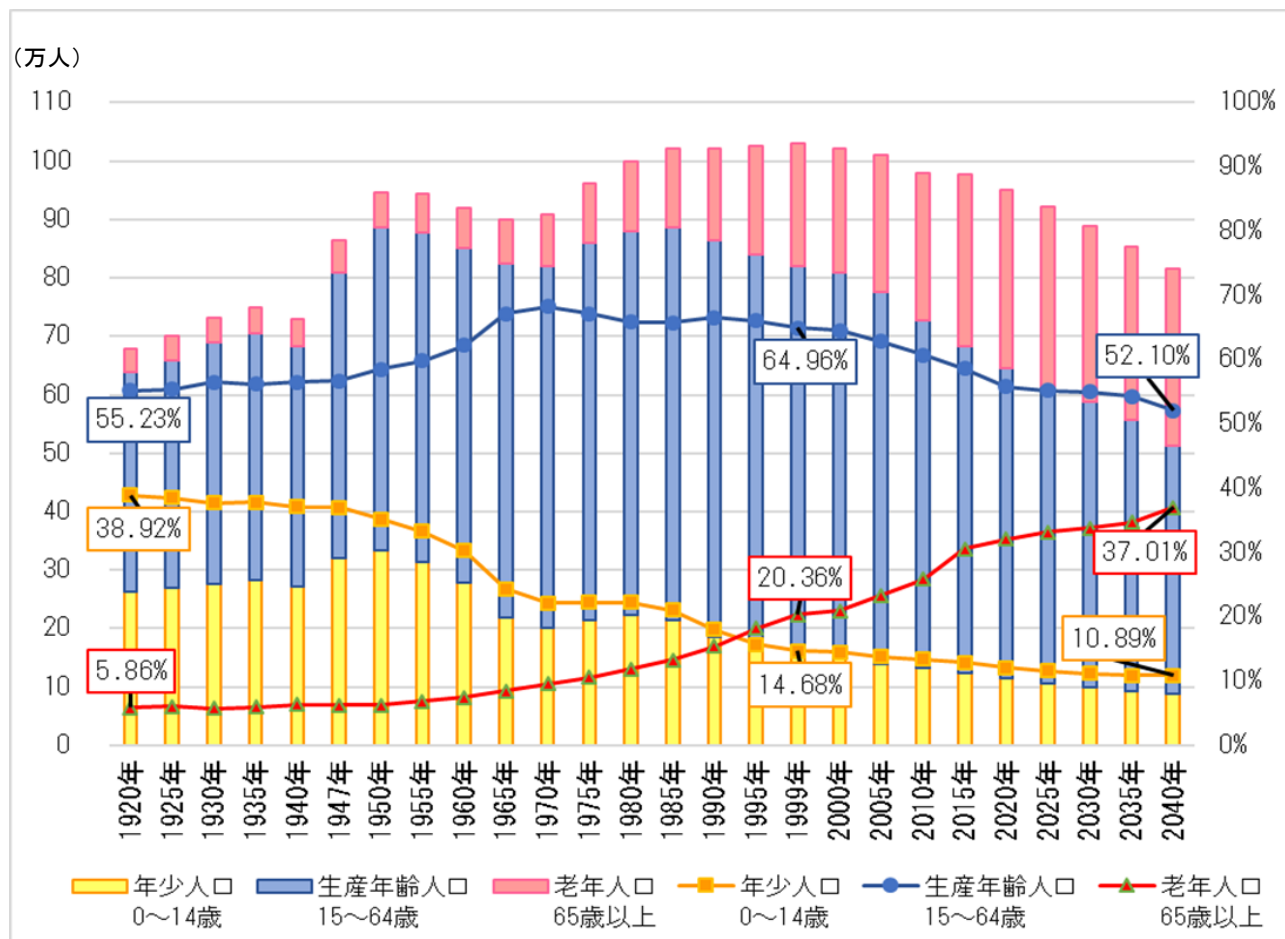
2 人口

本県の人口は、平成11(1999)年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和6(2024)年の人口は約92万人と、平成12(2000)年以来25年連続の減少となっており、減少幅が拡大傾向となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のまま何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進むことが見込まれ、令和22(2040)年の本県の総人口は81万人程度にまで減少すると推計されています。

年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は、今後も減少し、令和22(2040)年に年少人口は、9万人を割り込み、生産年齢人口は、42万人程度にまで減少すると予測されています。一方、老年人口(65歳以上)は、平成27(2015)年から令和22(2040)年までの間は、30万人前後で推移すると予測されていますが、「かがわ人口ビジョン」(令和2年3月改訂版)では、令和42(2060)年に人口約77万人を維持するという目標を掲げており、人口減少問題の克服と地域活力の向上をめざし、幅広く人口減少対策を講じています。

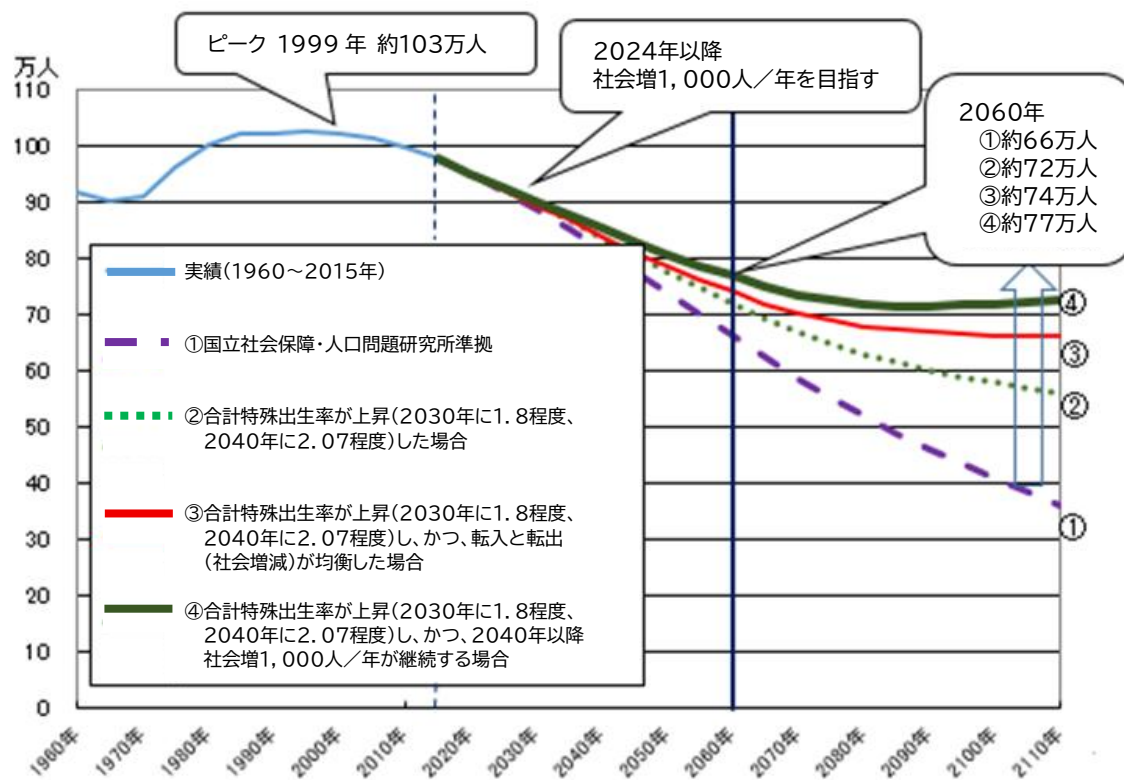
図2-1 年齢3区分別人口の推移



資料:総務省統計局「国勢調査」、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

図2-2 人口の長期的見通し



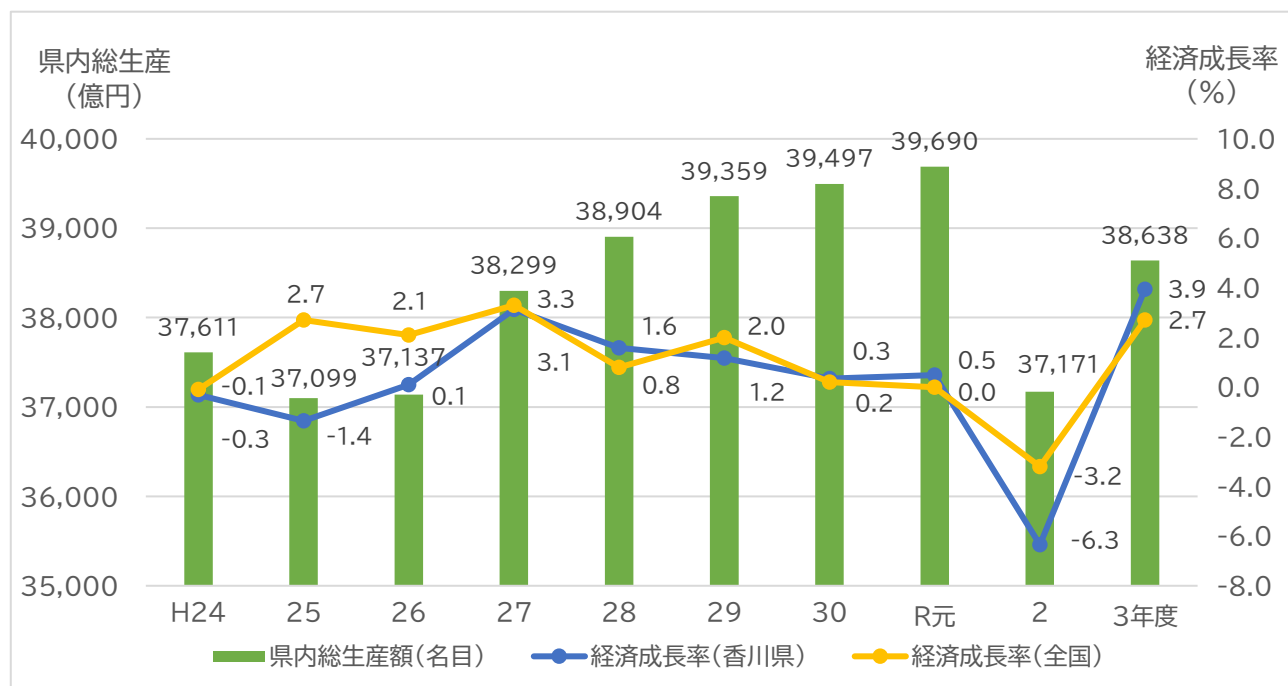
資料:かがわ人口ビジョン(令和2年3月改訂版)

3 経済

本県の令和3(2021)年度の県内総生産(名目)は、3兆8,638億円で、対前年度増加率(経済成長率)は3.9%と2年ぶりのプラス成長となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した令和2年度から持ち直しの動きがみられました。

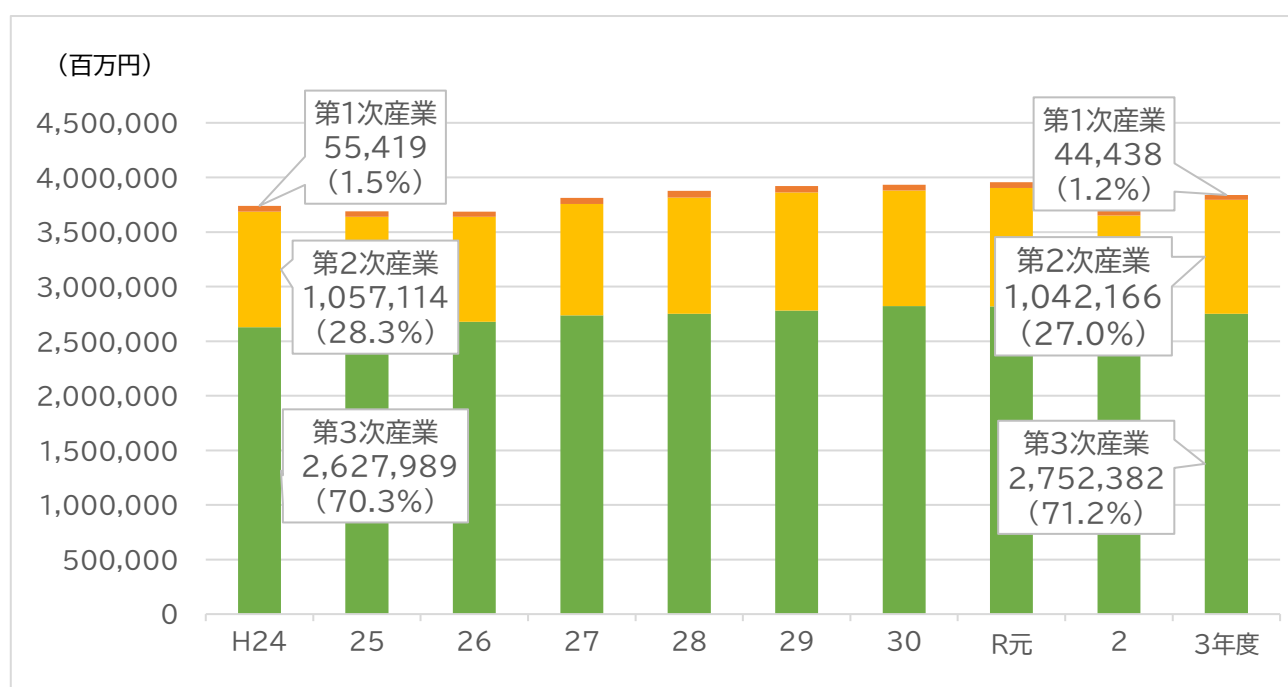
県内総生産を産業別にみると、第1次産業が1.2%、第2次産業が27.0%、第3次産業が71.2%を占めています。

図3-1 県内総生産額と経済成長率(名目)



資料:令和3年度香川県県民経済計算

図3-2 産業別県内総生産(名目)の推移



資料:令和3年度香川県県民経済計算

4 県民の意識

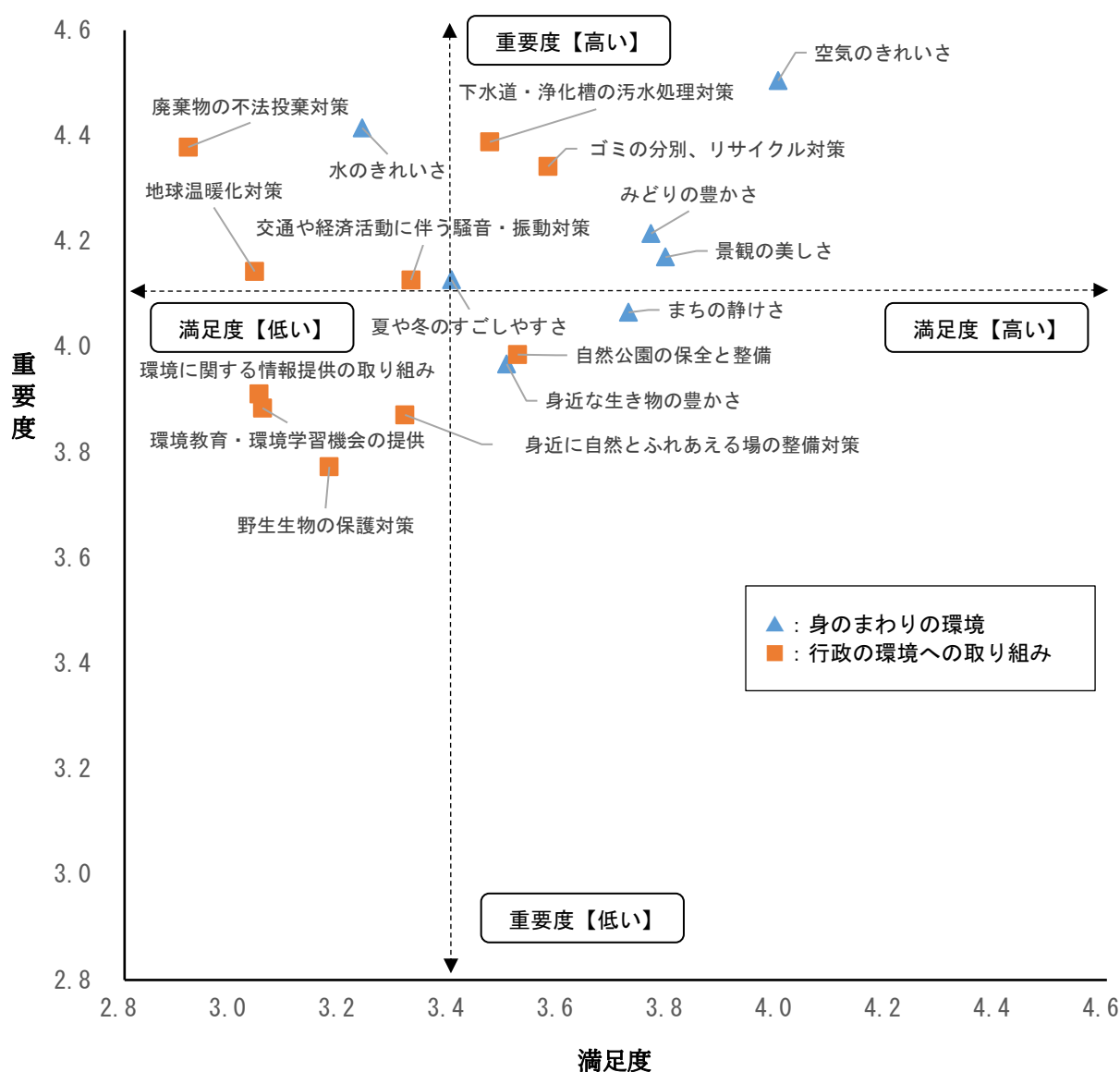
今回の香川県環境基本計画の策定にあたって、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に関する考え方及び環境配慮の取組状況などを把握するため、県政世論調査を実施しました。

令和6年度県政世論調査における環境に関する満足度・重要度の結果は次のとおりです。

環境全般に対する県民の満足度の平均は3.4、各項目は2.9～4.0の範囲にあり、「どちらともいえない」と回答した県民が多い状況です。一方、重要度の平均は4.1、各項目は3.8～4.5の範囲にあり、「とても重要である」又は「まあ重要である」と回答した県民が比較的多い状況です。

項目別にみていくと、『空気のきれいさ』や『景観の美しさ』、『みどりの豊かさ』など、『身のまわりの環境』の項目については、比較的満足度が高い傾向になっています。一方、『廃棄物の不法投棄対策』や『地球温暖化対策』、『環境に関する情報提供の取り組み』、『環境教育・環境学習機会の提供』など『行政の環境への取り組み』の項目については、比較的満足度が低い傾向になっています。

図4-1 環境に関する満足度・重要度の散布図



【参考】 平均値の算出について

満足度・重要度のそれぞれの選択肢に得点を配分し、設問ごとに平均値を算出しています。

満足度	重要度	得点配分
とても満足している	とても重要である	5
まあ満足している	まあ重要である	4
どちらともいえない	どちらともいえない	3
やや不満である	あまり重要でない	2
とても不満である	全く重要でない	1

$$\text{満足度平均値} = \frac{\text{「とても満足」} \times 5 + \text{「まあ満足」} \times 4 + \text{「どちらともいえない」} \times 3 + \text{「やや不満」} \times 2 + \text{「とても不満」}}{\text{『無回答』を除く有効回答者数}}$$

$$\text{重要度平均値} = \frac{\text{「とても重要」} \times 5 + \text{「まあ重要」} \times 4 + \text{「どちらともいえない」} \times 3 + \text{「あまり重要でない」} \times 2 + \text{「全く重要でない」}}{\text{『無回答』を除く有効回答者数}}$$

第2章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ・性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の基本的な考え方
- 6 環境の将来像と基本目標

第2章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

香川県環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)は、香川県環境基本条例に定める次の基本理念のもと、同条例第9条に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

【基本理念】

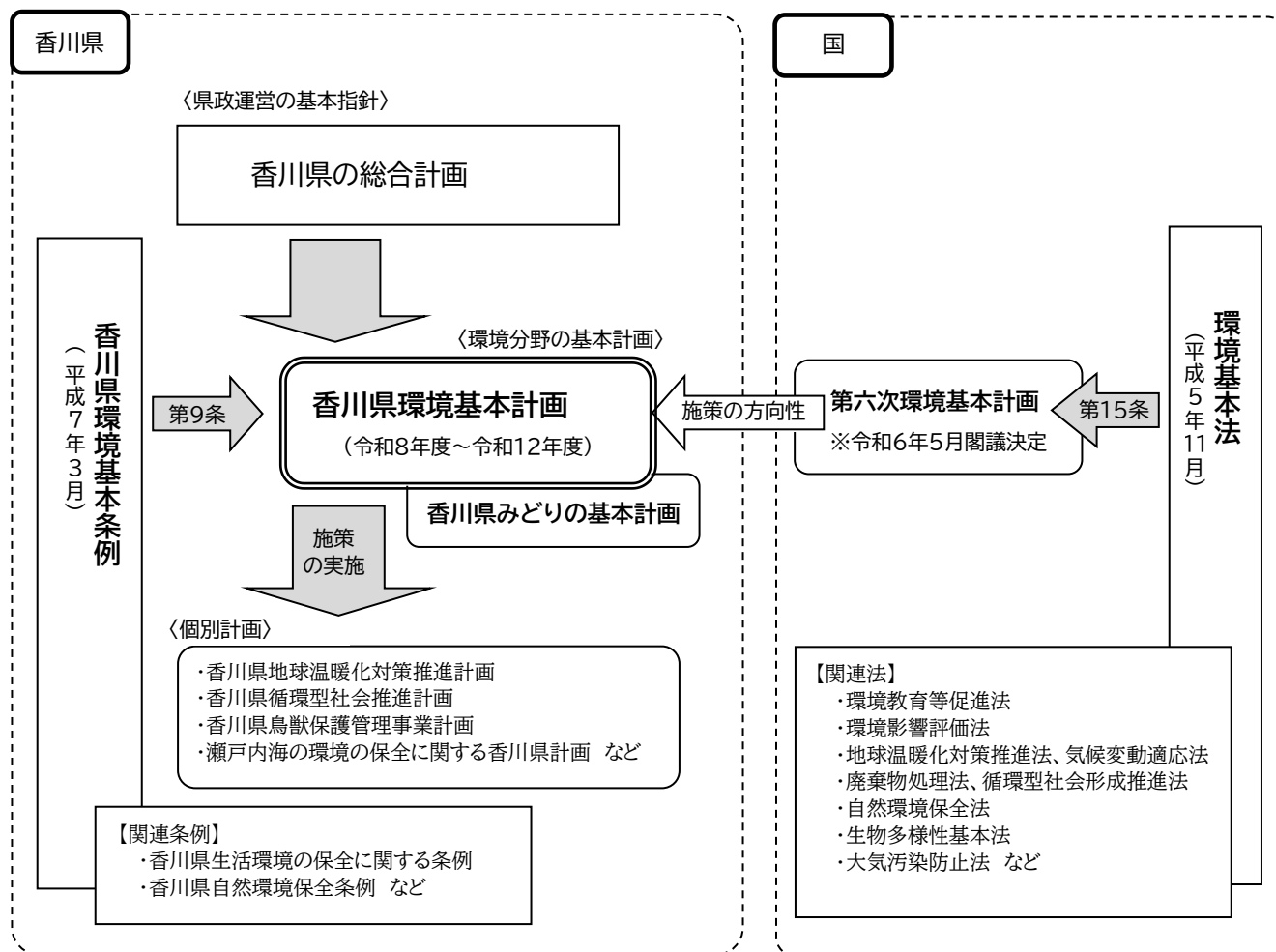
- 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を県民が享受することができるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的行われなければならない。

2 計画の位置づけ・性格

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心的な役割を担う計画であり、本県の環境の保全に関する「長期的な目標」を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する「施策の大綱(基本的事項)」を示しています。

- (1) 県政運営の基本指針である総合計画の環境の分野別計画として、当該計画が示す政策の基本的な方向に沿って、策定・推進します。
- (2) 環境基本計画は、本県の環境政策を推進する基本的な計画であることから、県の環境に関する個別計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進します。
- (3) 環境基本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等の推進に関する行動計画として、また、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づけます。

香川県環境基本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

4 計画の対象範囲

環境基本計画が対象とする範囲は、香川県環境基本条例第8条に定める施策の基本方針に基づき、地球環境分野、資源循環分野、自然環境分野、生活環境分野の4つの分野で、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

また、森林や身近な緑などの自然環境については、香川県みどりの基本計画で取り扱うこととします。

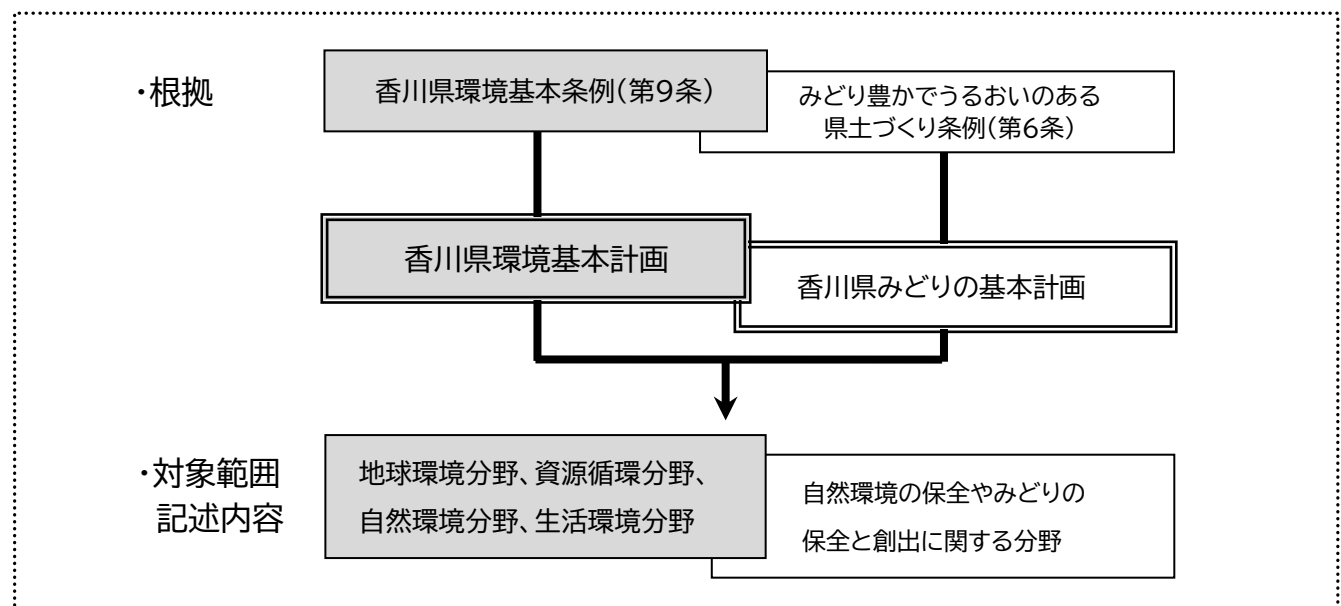
【環境基本計画が対象とする範囲】

地球環境分野	地球温暖化
資源循環分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、農地等
生活環境分野	大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質

【参考】

「香川県みどりの基本計画」の位置づけ

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例(平成14年4月1日施行)」に規定する緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、香川県環境基本条例に規定する自然環境の保全やみどりの創出などに関する分野における基本的な計画に位置づけています。



5 計画の基本的な考え方

○ 環境と成長の好循環によるグリーン社会の実現に向けて

いま、地球環境の保全と社会経済活動を両立させ、環境負荷の少ない持続可能な社会である「グリーン社会」の実現が求められています。

そのために、私たちは、現在の世代の暮らしを維持しつつ、将来の世代も安全・安心で豊かな生活を送れるよう、地球温暖化対策や自然との共生、資源の有効活用による循環型社会の構築に取り組む必要があります。

また、持続可能な社会の実現に向けては、環境問題への取組みを経済的な制約と捉える従来の発想を転換し、新たな成長の機会と捉えることが重要であり、近年では、「GX(グリーン・トランスフォーメーション)」など、産業構造や社会経済システム全体を変革することで経済成長と環境保全の両立を図る取組みも広がっています。

このような新たな視点を取り入れつつ、コロナ禍以降の社会経済情勢の変化も踏まえ、環境保全施策により積極的に取り組むことで、「環境と成長の好循環」の流れを作り、環境、経済、社会が調和する「グリーン社会」の実現をめざします。

○ 環境を守り活かす人づくり、そして地域づくりに向けて

私たちは、自然環境のすばらしさや恩恵を享受する一方で、私たちの暮らしそのものが自然環境のあり方を形作っています。人間とそれをとりまく環境は、一方的な関係ではなく、互いに影響し合いながら変化しており、この関係性を深く理解し、私たち自身が環境に配慮した行動をとることが、複雑かつ多様化する環境の課題への対応に不可欠です。

将来にわたって人間が豊かに生きていくために、県民一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、主体的に取り組む「人づくり」とともに、その取組みが地域に根差したものとなるよう県民・事業者・民間団体・行政などあらゆる主体が連携・協働する「地域づくり」も推進します。

○ 環境課題の解決とSDGsの目標達成に向けて

2030年までに「持続可能な開発目標(SDGs)」を達成するため、現在、さまざまな分野で取り組みが進められています。SDGsが掲げる経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する目標には、環境の分野に関連する目標が多く含まれています。

持続可能な社会の実現をめざして、地球温暖化対策の推進、循環型社会の推進、自然と共生する地域づくりの推進、安全・安心な生活環境の保全を柱とする環境基本計画に基づき、各施策を推進することにより、私たちが直面している気候変動や資源の枯渇、生物多様性の損失、海洋・大気汚染といった環境課題の解決を図り、SDGsの目標達成にも貢献していきます。

6 環境の将来像と基本目標

「5 計画の基本的な考え方」を踏まえ、本県がめざす環境の将来像は次のとおりとします。また、その実現に向けた環境保全に関する施策を展開するため、環境分野ごとの基本目標を次のとおり設定し、具体的な施策の展開を図っていきます。

【環境の将来像】

環境と成長の好循環が図られるグリーン社会の実現

【基本目標】

〈各分野にまたがる基盤整備・地域づくり〉

I 環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進

〈地球環境分野〉

II 地球温暖化対策の推進

〈資源循環分野〉

III 循環型社会の推進

〈自然環境分野〉

IV 自然と共生する地域づくりの推進

〈生活環境分野〉

V 安全・安心な生活環境の保全

第3章 環境の保全に関する施策展開の方向

1 環境の保全に関する施策の体系

2 施策の展開

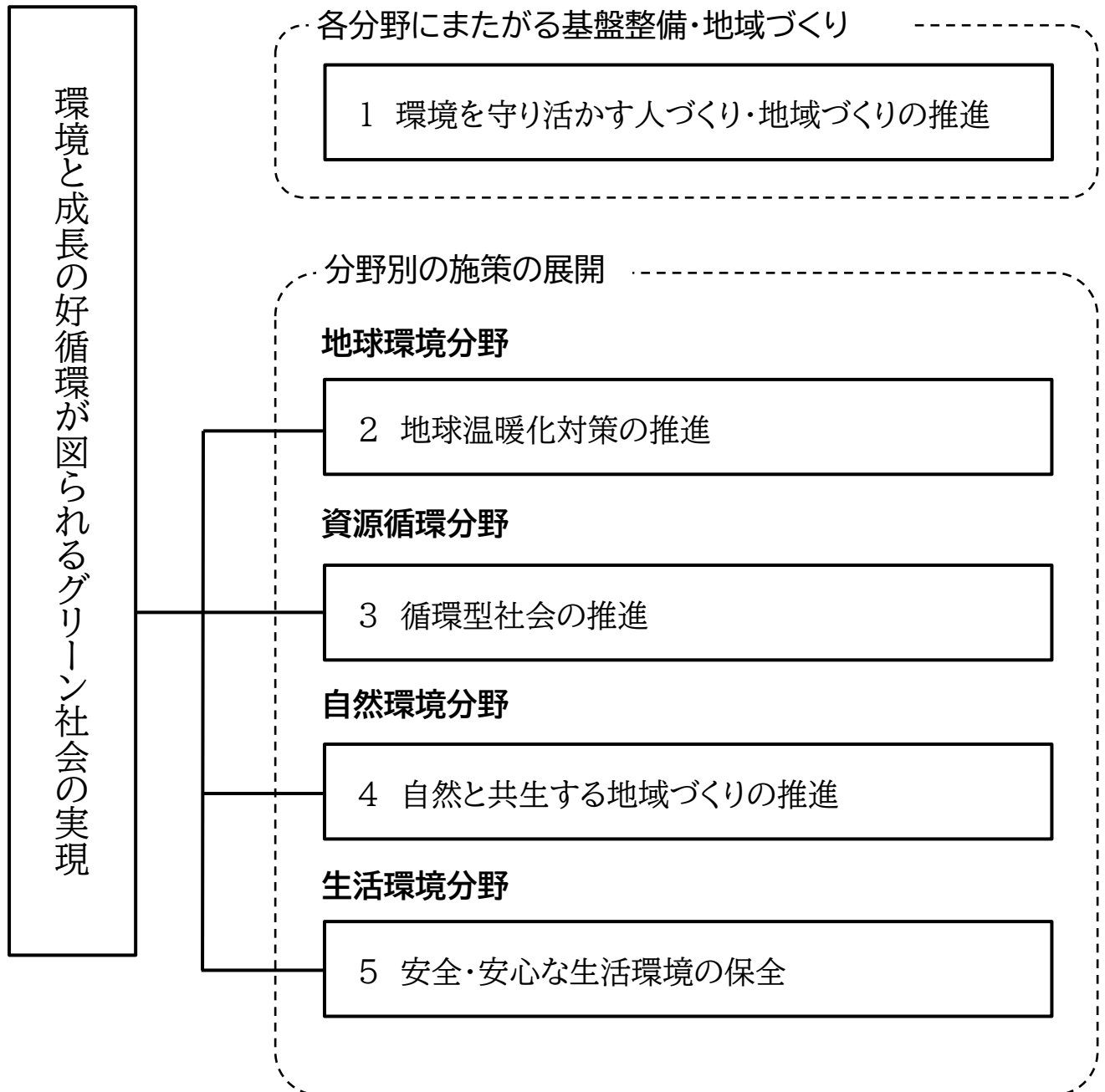
第3章 環境の保全に関する施策展開の方向

1 環境の保全に関する施策の体系

環境の将来像を実現するため、各分野にまたがる基本目標と4つの環境分野ごとの基本目標を設定し、施策展開の方向を示します。

環境の将来像

基本目標



施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目
【各分野にまたがる 基盤整備・地域づくり】 1 環境を守り活かす 人づくり・地域づくり の推進	1-1 環境を身近に感じ、学び、 行動する人づくりの推進	1-1-1 環境に興味・関心を持つためのきっかけづくりの推進
		1-1-2 誰もが環境を学べる機会の充実
		1-1-3 県民の自主的取組みの促進
	1-2 環境と成長の好循環につながる 地域づくりの推進	1-2-1 環境と成長が好循環する事業活動の促進
		1-2-2 環境に配慮した成長する地域づくりの促進
		1-2-3 あらゆる主体が連携・協働する取組みの推進
	1-3 地域環境資源の充実と活用の 推進	1-3-1 みどりづくりの推進
		1-3-2 里海づくりの推進
		1-3-3 自然や景観等を生かした地域資源の活用
【地球環境分野】 2 地球温暖化対策の 推進	2-1 温室効果ガスの削減を図るための 対策(緩和策)	2-1-1 徹底した排出削減対策の推進
		2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進
		2-1-3 吸収源対策の推進
		2-1-4 脱炭素成長型経済構造への移行促進
	2-2 気候変動の影響に備えるための 対策(適応策)	2-2-1 気候変動適応策の推進
		2-2-2 各分野における気候変動適応策の推進
【資源循環分野】 3 循環型社会の推進	3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
		3-1-2 プラスチック資源循環の推進
		3-1-3 食品ロス削減の推進
	3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進
		3-2-2 不法投棄対策の推進
	3-3 災害廃棄物処理対策の推進	3-3-1 災害廃棄物処理対策の推進
	3-4 水循環の促進	3-4-1 水を大切にする社会への転換
【自然環境分野】 4 自然と共生する 地域づくりの推進	4-1 生物多様性の価値の理解と行動	4-1-1 自然共生サイトへの取組みの促進
	4-2 生態系の健全性の回復	4-2-1 希少野生生物の保護
		4-2-2 外来種対策の促進
	4-3 自然を活用した社会課題の解決	4-3-1 有害鳥獣対策の推進
		4-3-2 野生鳥獣の保護管理
		4-3-3 人と自然の触れ合いの確保
	4-4 農地等の保全と持続的活用	4-4-1 農地等の保全と持続的活用
		4-4-2 環境に配慮した農業の促進
【生活環境分野】 5 安全・安心な 生活環境の保全	5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進
	5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供
		5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進
		5-2-3 水環境の保全対策の推進
		5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進
	5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策 等の推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進
		5-3-2 化学物質対策等の推進

2 施策の展開

環境の現状と課題、施策の方向等は次のとおりです。また、施策の進捗状況を把握・評価するため、原則として、施策体系の5つの施策区分ごとに指標を設定するとともに、個別の施策展開ごとに指標を設定し、全体として53項目の指標を設定しています。

第1節 環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進

基本目標における指標

指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数	団体	99	109
GXに関する現地技術指導件数	件数	15	23
環境保全活動や環境学習講座等への参加状況	%	27.1(R7.6)	40.0

1-1 環境を身近に感じ、学び、行動する人づくりの推進

指標

施策展開	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
1-1-1	県が開設している環境分野のSNSのフォロワー数	人	4,012	6,100
1-1-2	環境教育・環境学習参加者数	人	63,010	182,000
1-1-3	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況(再掲)	%	27.1(R7.6)	40.0

現状と課題

- 環境の課題は、温室効果ガスの排出による地球温暖化など地球規模の課題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊など生活環境や自然環境の課題に至るまで、複雑・多様化しており、本県の豊かで美しい自然や、住みやすい快適な生活環境を将来にわたって守り育てていくためには、県民一人ひとりが環境への興味・関心を高め、日常生活などにおいて、自主的な取組みを進めていく必要があります。
- 県民一人ひとりが環境への興味・関心を高め、日常生活などで自主的な取組みを進めていくためには、ひとりでも多く、幅広い層の方々に環境について学ぶことのできる多種多様な機会を持っていただけるよう、参加しやすい雰囲気をつくることが重要であり、身近な場所で誰もが気軽に参加できる機会の提供や、効果的な情報発信など、「きっかけづくり」にも取り組む必要があります。

- 環境について学ぶことのできる機会の提供は、環境に関するさまざまな取組みの基本となるものであり、県では、環境保全団体の協力も得ながら、小・中学校等での環境教育や、家庭や地域など幅広い場における環境学習を行っています。県政世論調査では、「環境教育・環境学習機会の提供に関する行政の取組み」について、重要であると考えている人が6割程度であるのに対し、満足している人は2割程度にとどまっており、今後、担い手となる指導者の育成も含め、環境教育や環境学習のより一層の機会の充実に取り組む必要があります。

施策体系

1-1 環境を身近に感じ、学び、行動する 人づくりの推進	1-1-1 環境に興味・関心を持つためのきっかけづくりの推進
	1-1-2 誰もが環境を学べる機会の充実
	1-1-3 県民の自主的取組みの促進

施策展開

1-1-1 環境に興味・関心を持つためのきっかけづくりの推進

ア)環境を身近に感じる場の提供

- 環境についての正しい理解を深め、身近な生活の中で主体的に行動できる人や地域をはぐくむため、だれもが気軽に参加でき、子どもから大人までがそれぞれの段階に応じて環境への意識を高められる学習機会の提供に努めます。

イ)環境教育・環境学習に関する効果的な情報発信

- 本県の特性やデータを活用して開発・作成した県独自の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」や、児童生徒にとって親しみやすい動画配信、ホームページの充実、SNSの活用などにより、効果的な情報発信を行います。
- 県が実施する環境教育・環境学習に関する情報だけでなく、環境に関する幅広い情報を容易に入手できるよう、環境問題や先進的な環境モデル、環境配慮意識行動などの具体的な事例や情報を分かりやすく提供します。

1-1-2 誰もが環境を学べる機会の充実

ア)学校における環境教育の推進

- 環境教育は環境に関するさまざまな取組みの基本となるものであり、児童生徒が環境への意識を高め、家庭や地域で自ら考えて行動できるよう、教育機関等と連携し、各教科や小・中学校の総合的な学習の時間、高等学校の総合的な探究の時間などにおける環境教育を推進します。

イ)家庭・職場・地域における環境学習の機会の提供

- 家庭、職場、地域などあらゆる場において、子どもから大人までだれもが環境について学ぶ機会を提供するため、環境学習プログラムや出前講座など、環境学習ができる機会を充実します。

ウ)環境教育・環境学習を推進する人材の育成

- 環境教育・環境学習の担い手となる指導者の指導技術の向上と指導者数の増加を図るため、人材育成講座や研修会の充実を図るなど、学習者側のニーズに応じて、指導者の能力を発揮できるような場を整備します。

1-1-3 県民の自主的取組みの促進

ア)日常生活における環境にやさしい取組み(省資源・省エネルギー等)の促進

- マイバッグ・マイボトルの持参や詰め替え商品・簡易包装商品等の購入によるごみの削減、リサイクル製品の購入、食品ロスの削減をめざした生活様式の実践など、日常生活における環境負荷低減を意識した取組みを促進します。
- 不要な照明のこまめな消灯や省エネ家電への買い替え、再生可能エネルギー電力の選択のほか、公共交通機関の積極的利用、地産地消やリサイクルの推進、環境配慮型商品の選択など、日常生活における脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。

イ)環境保全・環境美化活動への参加促進

- 地域の自治会や学校、企業、ボランティアなどの団体が主体的に行う、道路や河川など身近な施設の美化清掃や緑化活動などの取組みが、県内各所において広く展開されるよう取り組みとともに、だれもが気軽に参加できるよう機会の提供や情報発信に努めます。

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・さまざまな場で行われる環境教育や環境学習に積極的に参加する。 ・環境教育・環境学習で得た知識をもとに、家庭や職場で話し合い、環境意識を高める。 ・日々の生活の中で意識して環境に配慮した行動を実践する。 ・日常生活における環境配慮行動や、地域での環境保全活動に参加する。
事 業 者	・施設見学の実施や地域の勉強会への講師の派遣などを通じて、環境教育や環境学習の機会を提供する。 ・従業員に対し環境教育を実施するなど、職場全体の環境意識を高める。 ・地域での環境保全活動に参加する。
民間団体	・地域性、専門性を生かした環境学習のイベントなどを企画し、実行する。 ・行政や事業者など各主体と連携・協働して、環境教育・環境学習を実施する。 ・地域での環境保全活動に参加する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-2 環境と成長の好循環につながる地域づくりの推進

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-2-1	エコアクション21の新規認証取得件数	件	3	5
1-2-3	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数(再掲)	団体	99	109

現状と課題

- 複雑・多様化する環境の課題への対応に当たっては、県民一人ひとりが環境への興味・関心を高め、日常生活などにおいて自主的に取り組む「人づくり」だけではなく、事業者や民間団体など地域社会を構成するあらゆる主体の取組みが、地域に根差し、広がる「地域づくり」を進めることに加え、相互に連携・協働した取組みとなる必要があります。
- 事業活動は地域社会の成長に寄与するとともに、関係法令や条例を遵守することで、環境への影響を回避・低減し、地域と共生したものである必要があります。さらに、近年では、環境保全の取組みを地域経済の再生や企業価値の創造につなげる動きが活発化・加速化しており、環境問題に積極的に取り組む事業者や民間団体などを支援することにより、環境と成長の好循環が実現する社会をめざします。
- 各主体が自主的に、また、相互に連携・協働しながら地域の環境保全に取り組むためには、必要な情報が、迅速かつ的確に、いつでも、誰にでも分かりやすく提供されることが重要です。また、環境保全の取組みが広がり、持続的なものとなっていくためには、経済的・社会的に評価される必要があります。

施策体系

1-2 環境と成長の好循環につながる地域づくりの推進	1-2-1 環境と成長が好循環する事業活動の促進
	1-2-2 環境に配慮した成長する地域づくりの促進
	1-2-3 あらゆる主体が連携・協働する取組みの推進

施策展開

1-2-1 環境と成長が好循環する事業活動の促進

ア)環境産業の振興

- 県内ものづくり企業の脱炭素化を推進するため、技術支援や啓発、LCA(ライフサイクルアセスメント)評価支援、材料分析技術の高度化を図るとともに、エネルギー関連分野への進出をめざす事業者への展示商談会出展支援や、工場設置企業への助成制度を実施し、GX

関連産業の振興・育成を図ります。

- 水素をはじめとした次世代エネルギーの発電・輸送・産業など幅広い分野への利活用拡大に向け、技術動向や国の助成制度の情報収集、勉強会などを開催しながら、関係団体等と連携し、導入可能性や供給拠点形成を検討するとともに、水素ステーションやFCVの普及啓発、港湾における脱炭素化の取組支援などに努めます。
- 県の融資制度等の活用や各種行政手続きのワンストップ化などにより、企業のリサイクル施設の整備や優良なりサイクル工場等の立地を促進します。
- 直島町で実施しているエコタウン事業について、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクルを継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

イ)環境と好循環した農林水産業の振興

- 土づくり、化学農薬・肥料の使用低減をはじめ、温室効果ガスの排出量の削減など「環境負荷低減事業活動」に取り組む農業者などを「みどり認定者」に認定するとともに、化学農薬・化学肥料の代替技術と省力化技術を組み合わせたグリーンな栽培体系のうち、現地実証により有効性が確認されたものについて、技術栽培マニュアルを作成し、産地への普及・定着を促進します。
- 有機農業や化学肥料・化学合成農薬を低減した農業、家畜排せつ物の良質堆肥化など畜産や農業から出る廃棄物を地域の有機資源として有効に活用する農畜産業など、持続可能で環境に配慮した取組みを行う事業者に対する支援や技術的指導に努めます。
- 成長の早いエリートツリーやICT(情報通信技術)等の新たな技術を活用した森林施業コストの低減に向けた取組みの普及啓発・支援を行うとともに、利用期を迎えた「かがわヒノキ」等の森林資源の循環利用を進め、持続可能な森林経営の確立を図ります。
- 漁船漁業においては科学的知見に基づく資源管理を推進し、水産資源の持続的な利用を図るとともに、養殖業においては適正な給餌方法や養殖密度等の指導を行い、環境負荷の低減に努めます。

ウ)環境負荷低減に取り組む事業者の育成・支援

- 金融機関などの関係機関と連携した専門家派遣やセミナー等の開催、優れた取組みを行う企業への表彰や先進事例の情報発信のほか、環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及を図るなど、企業の環境に配慮した経営を促進します。
- 新しい生活様式への転換や働き方改革の中で、環境負荷低減に寄与するワークスタイルの推進を図るとともに、SDGsの視点等を取り入れて環境に配慮した活動を行っている事業者や製品を先進事例として広く発信します。
- 企業等による環境負荷の低減に向けた施設整備に対する融資制度など、中小企業者の環境に配慮した事業活動を支援します。

エ)県自らの活動における環境負荷低減の取組みの推進

- 県有施設の新築・改築や大規模改修にあたっては、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)化の導入実現に向けて取り組むとともに、既存の県有施設については、省エネルギー診断やESCO(エナジー・サービス・カンパニー)事業などの活用に加え、エネルギー管理システム(BEMS)や省エネ型機器の導入、LED照明への切り替えなど、県有施設の省エネルギー化を推進します。

- 県有施設の新築・改築を行う場合は、太陽光発電設備を原則設置することとし、県有施設における太陽光発電設備の導入拡大を図るほか、調達電力については、再生可能エネルギー電力とすることをめざします。
- ゼロカーボンへの取組みを推進するため、公用車には電気自動車など環境に配慮した電動車の導入を進めるとともに、職員に対しても、エコ金デー（マイカー通勤自粛デー）の実践を呼びかけ、率先して公共交通機関を利用することや、徒歩、自転車などによるエコ通勤を促します。
- テレワークやオンライン会議の普及、AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）による定型業務の処理など新たなデジタル技術を活用した業務プロセスの効率化を進めるとともに、用紙使用量や廃棄物の減量化、環境配慮型の製品等の購入（グリーン購入）など、日常業務において環境配慮の取組みを進めます。

1-2-2 環境に配慮した成長する地域づくりの促進

ア)適正な土地利用の調整

- 自然環境の保全を図りながら、地域の特性を踏まえ、県土の利用が総合的かつ計画的に行われるよう、国土利用計画法や都市計画法、農地法、森林法、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例など、個別規制法令の適切な運用に努めます。

イ)環境に配慮した地域と共生する事業活動の促進

- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、環境影響評価法や香川県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の開発事業に対する環境影響評価手続の適正な運用を図るとともに、環境影響評価制度の対象とならない中小規模の開発事業についても事業者による環境配慮が適切になされるよう、環境に配慮すべき事項を明示した環境配慮指針の普及に努めます。
- 開発事業の実施に当たり、土砂の埋立事業については、香川県生活環境の保全に関する条例など、太陽光発電事業については、香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインなど、関連する個別規制法令等の適切な運用により、生活環境が保全され、地域と共生した事業となるように努めます。

1-2-3 あらゆる主体が連携・協働する取組みの推進

ア)あらゆる主体による連携と協働の取組みの充実・強化

- 環境保全に向けて、県民、事業者、民間団体、自治体などが、適切な役割分担のもとで主体的に取組みを進めるとともに、それらの取組みが地域に広がり、持続的なものとなるよう、各主体と協力・連携して活動の展開を図ります。
- 身近なところで、環境を軸としてさまざまな主体、世代、場所などがつながり、環境保全への関心と理解を相互に深めながら行動につなげていくことができるような地域づくりを推進します。

イ)さまざまな主体と連携した情報発信の充実

- 香川の環境の現状や県の取組みに加え、市町、事業者、民間団体等の取組みを、県のホームページやSNS等で積極的に情報提供するほか、各主体における情報発信ツールも効果的に活用するなど、相互に連携して、幅広く効果的な情報発信に努めます。

関連計画

- 香川県農業・農村基本計画
(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
(耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)
- 香川県水産業基本計画
(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 香川県圏域総合水産基盤整備事業計画
(漁港機能の拠点化など水産基盤の計画的な整備計画)
- 香川県土地利用基本計画
(香川県の区域において、土地利用に関する諸法律の枠を超えて、土地利用の基本的な方向付けを行い、総合調整機能を果たすもので、直接的には国土利用計画法に基づく土地取引規制、間接的には諸法律に基づく開発行為の規制等に関する措置を行うに当たっての基本となる計画)
- 香川県地球温暖化対策推進計画
(地域の自然的社会的条件に応じて、地域レベルで地球温暖化対策を総合的に推進する計画)
- かがわエコオフィス計画
(県自らが率先して環境に配慮した活動を実行し、県民、事業者、市町等による環境保全の取り組みを促すための計画)
- 香川県循環型社会推進計画
(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・事業者が提供する環境配慮型商品やサービスを優先的に選択し購入する。
事 業 者	・環境に関する取組状況などをホームページ等で公開する。 ・環境マネジメントシステムの導入など環境配慮型経営を実施する。 ・土地利用関係法令を遵守するとともに、適正な土地利用や環境配慮に努める。
民間団体	・環境配慮や環境保全に役立つ情報を提供する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



1-3 地域環境資源の充実と活用の推進

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
1-3-1	県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000
1-3-2	かがわ里海大学修了者数(累計)	人	2,964 (R2~R6)	4,500 (R8~R12)
1-3-3	県立公園等の年間利用者数	人	3,845,978	4,600,000

現状と課題

- 本県は、森林や里山、ため池、里海など多様で特色豊かな自然環境や、四国遍路に代表される地域固有の文化資源など、魅力的な地域資源に恵まれた環境にあります。
- 森林をはじめとする「みどり」は、県民共通の財産であり、県民総参加で「みどりづくり」を進めることが大切であることから、市町や森林ボランティア団体などと連携し、「みどり」を守り・育てる人材を育成するとともに、次世代を担う子どもたちやCSR(企業の社会的責任)活動に関心のある企業や団体を含め、多様な主体が行う森づくり活動を支援するなど、「みどり」を活かした地域づくり・社会づくりを推進していく必要があります。
- また、本県では、関係行政機関と漁業をはじめ経済や教育など幅広い分野の団体で構成される「かがわ『里海』づくり協議会」を中心に、「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現をめざし、他県に先駆け、山・川・里(まち)・海を含む、県内すべての地域を一つの大きなエリアと捉えて保全・活用していく「里海づくり」の取組みを進めていますが、人と海の関わりの希薄化や、プラスチックごみをはじめとした海ごみの問題など、依然として多くの課題があり、今後も、県民や多様な主体による「里海づくり」をさらに広げていく必要があります。
- 今後、さらにこうした豊かな自然環境や農村景観、歴史的・文化的景観などの地域資源を地域住民とともに整備・保全し、魅力を発信することでその価値を高め、地域の活力やにぎわいの創出につなげていくことで、地域を持続可能なものにすることが必要です。

施策体系

1-3 地域環境資源の充実と活用の推進	1-3-1 みどりづくりの推進
	1-3-2 里海づくりの推進
	1-3-3 自然や景観等を生かした地域資源の活用

1-3-1 みどりづくりの推進

ア)みどりづくりの意識の高揚

- どんぐり銀行活動など、子どもたちによる森づくりを中心としたみどりづくり活動への参加を一層進めるとともに、緑の募金活動への協力やCO₂吸収量認証制度のPR、啓発イベントの実施などを通じて、県民のみどりづくりに関する意識の高揚を図ります。

イ)みどりを守り・育てる人材の育成

- 森林ボランティア団体との協働による「みどりの学校」の運営を充実させるとともに、活動機会の提供や情報発信の充実をはじめ、森林ボランティア活動が継続する取組みの検討を行うなど、みどりを守り・育てる人材を育成します。

ウ)県民参加の森づくり活動の推進

- 森づくりや緑化推進の次世代を担う緑の少年団の活動の活性化や、CSR活動に関心のある企業や団体の森づくり活動への参加を支援するなど、県民参加の森づくり活動を推進します。

エ)みどりを活かした地域づくり活動の推進

- 地域の森づくり活動への支援を通じて里山の活用・保全活動を推進するとともに、農山村地域と都市住民との交流や河川・海岸の美化・愛護運動を促進するなど、みどりを活かした地域づくり活動を推進します。

1-3-2 里海づくりの推進

ア)瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画の推進

- 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画に基づき、沿岸域の環境の保全・再生・創出や、水質の保全及び管理、自然景観や文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めるとともに、栄養塩類の適切な管理の在り方に関する検討など、豊かな海の実現に向けた取組みを進めます。

イ)里海づくりを牽引する人材の育成・活用

- 県と香川大学が共同で開校している「かがわ里海大学」において、里海づくりを牽引する人材を育成するとともに、これまで育成してきた里海ガイドやファシリテーター等の人材を講師やアシスタント等に積極的に登用して活躍の場を広げたり、講座修了者同士の交流の場を設けたりするなど、かがわ里海大学を里海づくりの「学びの場」や「交流の場」として活用しながら、「里海づくり」を広げていきます。

ウ)全県域における里海づくりの促進

- これまで海に親しむ機会がなかった県民に対しても里海づくりに関わってもらえるよう、マスメディアやソーシャルメディアなどを活用した情報発信や、県民が里海づくりに関わるための場を提供する「かがわ里海大学」での講座の開講、企業等への里海づくり活動の普及や里海のフィールドを支える地域の活動とのマッチングなど、里海づくりの理念の共有や意識の醸成を図りながら、里海づくりを全県域に広げる取組みを進めます。

エ) 海域への栄養塩類増加措置の実施

- 本県海域における生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、香川県栄養塩類管理計画に基づき、下水処理場が海域へ供給する栄養塩類を増加させる試運転・試行による季節別運転管理を実施し、その影響、効果の状況を確認するなど、豊かな海をめざした取組みを進めます。

オ) 豊かな海の保全と持続的活用

- 良好な漁場環境を創造・保全するため、藻場造成や覆砂による底質改善を計画的に推進するとともに、環境改善のための海底耕うん、産卵場の整備などの取組みを促進するほか、香川県漁業協同組合連合会や漁業協同組合などの関係機関と連携して漁場環境の調査・監視に努めます。
- 内水面のため池や沿岸部で魚類を大量に捕食するカワウや、二枚貝を大量に捕食するナルトビエイについて、県内の生息状況や被害状況を把握するとともに、市町や漁業協同組合等が行う捕獲活動への支援など、被害防除対策を推進します。

カ) 海ごみ対策の推進

- 海ごみが漂着しやすい海岸を最重点区域として指定し、重点的かつ積極的に回収・処理を進めるとともに、山・川・里(まち)・海の県内全域を対象にした県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」の開催や、地域住民等のボランティアによる海岸清掃活動を県内に広げていくための海ごみリーダーの育成などにより、海ごみの回収・処理を促進します。
- 海底に堆積したごみは、長期間漁場に溜まることで水産資源や海域の生態系にも悪影響を及ぼすため、漁業者がボランティアで回収した海底堆積ごみ等は、市町や県がその処理や支援を行うなど、漁業者、市町、県の協働による取組みを進めます。
- 本県海域の海ごみは、プラスチックごみなど日常生活から出たごみが川などを通じて海へ流れ出たものが多いと考えられることから、原因となるごみの発生を抑え、海へのごみの流出を防ぐ、発生抑制対策にも取り組み、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を進めます。
- 海ごみ対策は、県内だけで取り組むよりも、同じ瀬戸内海を共有し、お互いに影響を受けている地域が広域的に取り組むことで、より大きな効果が期待できることから、近隣県と連携した取組みを進めます。

1-3-3 自然や景観等を生かした地域資源の活用

ア) 県立公園等の再生・整備・管理

- 自然や景観など、地域資源の「強み」を活かし、拠点となる施設の環境整備や積極的な情報発信を行うことで、地域資源への関心を高め、新たな需要を創出し、周辺地域も含めた地域全体の「にぎわい」につなげます。
- みどり豊かで良好・快適な生活環境を形成できるよう、県民の憩いの場となる都市公園や港湾緑地のほか、道路の植樹帯などの整備や適切な維持管理に努めます。
- 森林公園の利用を通じ、県民に森林の大切さや保全の意義について理解を深めてもらえるよう、計画的な施設・設備の整備に努めるとともに、年間を通した利用が進むよう、多彩なイベントの実施や効果的な情報発信などに取り組みます。
- 豊かなみどりや優れた景観の保護を図るとともに、県民が安全・安心・快適に公園や四国

のみちを利用できるよう、施設について計画的な修繕を行い、適切な維持管理に努めます。

イ)農山村資源の利活用

- 農山村地域の豊かな自然環境や農産物等の地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム、農泊などにより都市住民との交流を促進し、地域の魅力発信に取り組みます。
- 広葉樹材の利活用を促進するため、広葉樹材の需要及び供給について調査・情報収集を行い、需要者と供給者が相互に情報を共有できるよう需給のマッチングに取り組みます。
- 原木シイタケやタケノコ、漆など県内の特産林産物の生産状況調査や、生産に取り組む団体等に対する技術的な支援を行うとともに、地域の特産林産物についての積極的なPR等に努めます。

ウ)水辺環境の保全・創出

- 自然石や魚巣ブロックを使った親水護岸の整備など野生生物の生息・生育環境に配慮した河川整備や、海岸が本来有する生物の生息・生育環境に配慮した海岸整備など、うるおいのある水辺環境の保全・創出に努めます。

エ)良好な景観の形成

- みどり豊かな自然景観や、田畑やため池、河川からなる田園景観などの身近にあるすぐれた景観、地域の歴史や文化に根ざした街並み、建築物等の資源を適切に整備・保全し、良好な景観を持続的に形成していけるよう、県民への周知啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、景観行政の主体となる市町の取組みを支援します。

オ)歴史的・文化的環境の保全と活用

- 地域の文化財のうち、歴史的な価値を有するものを指定または登録し、その保存と活用を図るとともに、特色ある文化財とそれを取り巻く周辺環境を生かした地域づくりを推進します。
- 長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な財産である文化財を、文化施設等で積極的に公開するなど、学校教育や生涯学習などさまざまな場において、地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。
- 長い歴史を超えて地域と共存し継承されてきた、四国を代表する文化遺産である「四国遍路」の世界遺産登録に向けた取組みを通じて、四国遍路の文化を伝える歴史的・文化的環境の保存と活用を図ります。

関連計画

- かがわ「里海」づくりビジョン
(人と自然が共生する持続可能な豊かな海の実現に向け、総合的に里海づくりを推進するためのビジョン)
- 瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画
(瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を定めた計画)
- 香川県海岸漂着物対策等推進計画
(海岸漂着物対策その他必要な海ごみ対策を総合的かつ効果的に推進する計画)
- 香川県栄養塩類管理計画
(本県海域における生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するための計画)

○香川県みどりの基本計画

（緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画）

○香川県水産業基本計画

（水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画）

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・みどりづくりや里海づくり活動などに参加する。 ・みどりづくり、里海づくりに取り組む事業者や団体等の活動を応援する。 ・都市公園や親水公園などに足を運び、地域の緑や水辺に親しむ。
事 業 者	・フォレストマッチング推進事業などに参加する。 ・里海について理解し、里海づくりの活動が重要であることをPRする。
民間団体	・みどりづくりや里海づくりの活動を自ら実施する。 ・里海づくりの重要性や、水産物などの里海資源の利用についてPRする。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第2節 地球温暖化対策の推進

基本目標における指標

指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
温室効果ガス削減率	%	▲26.0(R3)	▲46
「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度	%	79.5(R7.6)	90.0

2-1 温室効果ガスの削減を図るための対策(緩和策)

指標

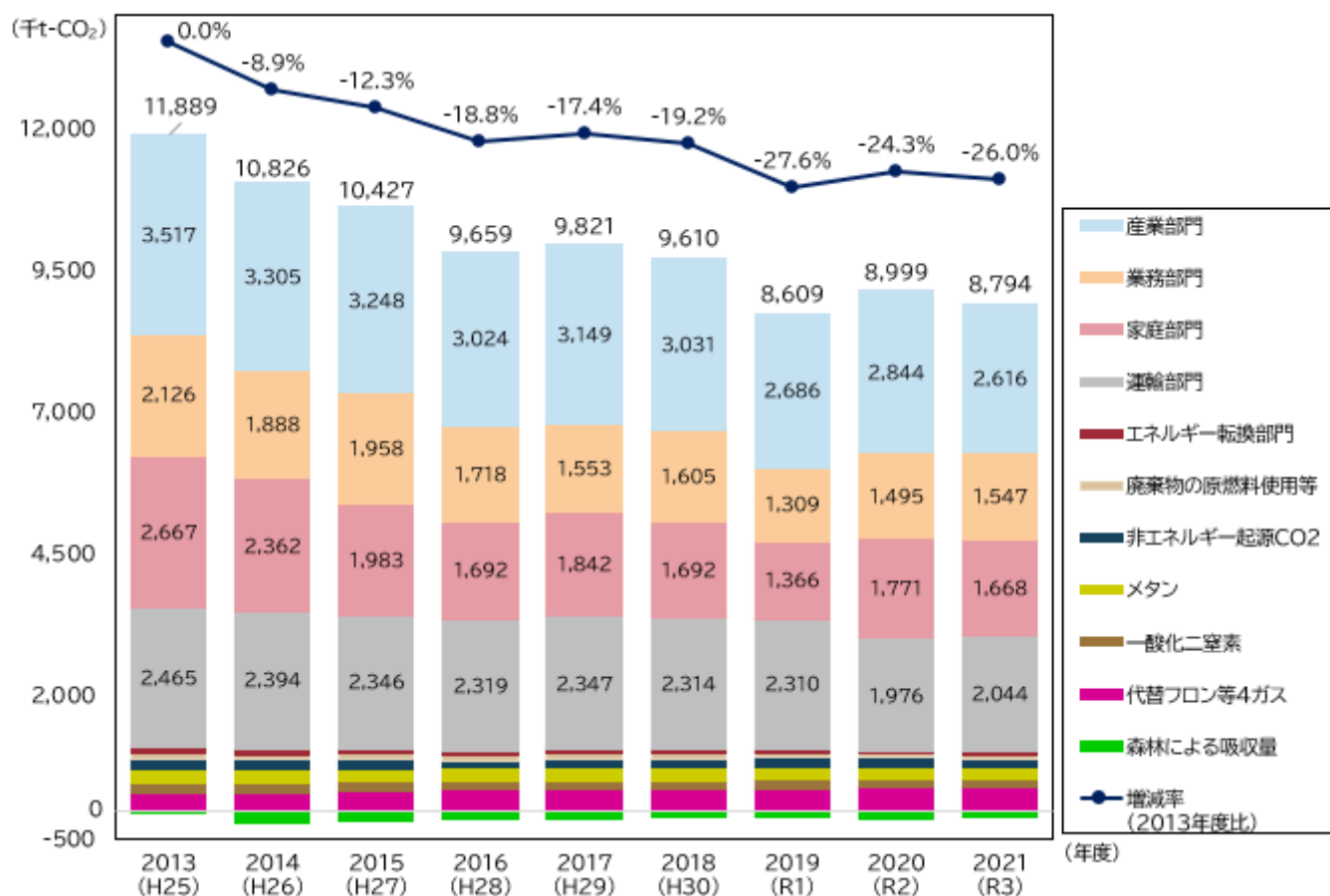
施策 展開	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
2-1-1	太陽光発電設備付き新築ZEH住宅の戸数	戸	996(R5)	1,700
2-1-2	県施策による太陽光発電システム設置容量	kW	6,154	7,200
2-1-3	森林整備面積(累計)	ha	3,986 (R2~R6)	5,000 (R8~R12)
2-1-4	FCV普及台数	台	33	66

現状と課題

- 県では、省エネルギー行動の拡大や再生可能エネルギーの導入促進など、温室効果ガスの排出削減等を図る「緩和」に取り組んできた結果、令和3(2021)年度の県内の温室効果ガス排出・吸収量は 8,794 千トン(CO₂換算)となっており、平成25(2013)年度から 26.0%減少していますが、気象庁が公表した「日本の気候変動2025」では、いずれのシナリオにおいても21世紀末の世界と日本の年平均気温は上昇すると予測されており、引き続き、「緩和」の取組みを進める必要があります。
- 2050年カーボンニュートラルに向け、産業・業務・家庭・運輸の4部門の現状と課題を踏まえ、産業・業務部門では、脱炭素経営や高効率設備導入によるエネルギー利用の効率化を進め、エネルギー消費に占める電力の割合の大きい業務・家庭部門では、省エネルギー化に加え、電力の非化石転換を加速させる必要があります。家庭部門では、脱炭素型ライフスタイルへの転換と住宅のさらなる省エネルギー化を進め、運輸部門では環境配慮型交通・物流システムの推進、公共交通利用促進、次世代自動車の導入促進などを図っていく必要があります。
- 再生可能エネルギーについては、地域共生・地域裨益型としつつ系統負荷軽減を図るため、自家消費・地域内消費による地産地消を進めていく必要があります。特に、日照時間が長いという本県の自然的特性を生かし、太陽光エネルギーのポテンシャルを最大限に活用した創エネの取組みの加速化を図ります。

- 吸収源対策としては、森林・木材による炭素貯蔵機能を最大限発揮させるために、県産木材の利用促進による森林整備と森林資源の循環利用を図るほか、瀬戸内の吸収源資源としてブルーカーボンの可能性にも着目し、本県の自然的特性を最大限活用しながら、健全な生態系による二酸化炭素の吸収能力を高める必要があります。
- 世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組み等が進められる中で、本県においても脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進する必要があります。地域特性や既存インフラなどの強みを生かし、産業の集積する工業団地における拠点整備を進め、水素などの次世代エネルギーの利活用やGX関連産業の活性化を図っていく必要があります。

図2-1 温室効果ガス排出・吸収量の推移



資料:香川県環境政策課

施策体系

2-1 温室効果ガスの削減を図るための対策 (緩和策)	2-1-1 徹底した排出削減対策の推進
	2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進
	2-1-3 吸収源対策の推進
	2-1-4 脱炭素成長型経済構造への移行促進

2-1-1 徹底した排出削減対策の推進

ア)家庭・企業のカーボンニュートラルの推進

産業部門

- 企業の温室効果ガス削減に向けた自主的取組みを促すため、気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)や脱炭素に向けた目標設定(SBT、RE100)などの国際的に認知されたイニシアチブやエコアクション21の普及を図るとともに、環境配慮モデル事業所の認定・PRや、四国4県による事例の共有、脱炭素促進事業者の表彰、みどり認定農林漁業者の支援等を行い、産業部門における脱炭素経営を促進します。
- 県内事業者の脱炭素化のため、省エネルギー効果の高い設備(高効率空調・照明・給湯機器等)の導入補助や、金融機関と連携した融資制度を活用した温室効果ガス削減設備の導入を支援するほか、農業・漁業分野においても、省エネ型施設栽培やスマート農業、省エネ型漁業機器の普及を促進し、持続可能な経営を後押しします。

業務部門

- 脱炭素に向けた目標設定(SBT、RE100)などの国際的に認知されたイニシアチブの普及啓発や、エコアクション21の導入促進を図るとともに、環境配慮事業所の認定・表彰によるロールモデル創出と事例共有を進め、オフィスビルや商業施設、宿泊施設など幅広い業種で温室効果ガス削減に向けた意識醸成と行動変容を図り、脱炭素化を促進します。
- 建築物の省エネ基準適合義務化に伴い、所有者や事業者への適切な指導・制度周知を行い、非住宅建築物ではZEBやBEMS導入促進のため事例や補助制度情報を提供するほか、県有施設ではLED化や太陽光発電設備、省エネ型設備の導入などを推進し、建築物の脱炭素化を図ります。

家庭部門

- すべての県民が日常生活や事業活動の中で省エネ行動を実践できるよう、市町や関係機関と連携したイベントやセミナー等を通じ意識醸成を図るほか、環境学習プログラムの充実により、子どもから大人まで幅広く実践的な行動ができる人づくりを進め、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。
- ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)など高断熱・省エネ性能に優れた住宅や既存住宅の断熱改修の普及促進のため、国の補助制度の情報提供や広報啓発の費用補助を行うとともに、長期優良住宅や低炭素建築物も含めた省エネ住宅の普及啓発と、技術者育成のための研修支援、所有者・事業者への指導や制度周知に努め、省エネ住宅の導入を促進します。

イ)移動・輸送のカーボンニュートラルの推進

- 新駅整備や車両更新の支援などによる公共交通機関の利便性向上のほか、歩行者や自転車の通行環境の整備を図り、公共交通やCO₂排出の少ない移動手段への転換を促進します。
- EV(電気自動車)やPHEV(プラグインハイブリッド自動車)、FCV(燃料電池自動車)など環境にやさしい自動車について、災害時の非常用電源としての役割や国の補助制度などの情報提供を行いながら、事業者・関係団体と連携し充電インフラ整備を進め、導入・利用の拡大を図ります。さらに、公用車の更新時にはこれらの環境にやさしい自動車を計画的に導

入します。

- 都市機能の集約と適正な土地利用やコンパクトなまちづくりと地域公共交通施策の連携により CO₂排出の少ない都市構造をめざすとともに、交通管制システムの高度化などによる自動車交通流の円滑化や、灯具のLED化、省エネ化のほか、エコドライブやアイドリングストップの普及啓発などにより交通・物流システムの脱炭素化を推進します。

ウ)循環型社会づくりの推進

- ホームページやSNS 等による広報、太陽光パネルの適正処理・リサイクルの情報提供、産業廃棄物の実態調査や行政・事業者・関係団体の連携強化、先進事例の共有、さらにごみ処理の広域化・集約化計画の策定などを通じて、ごみの減量化と資源循環、脱炭素化を図り、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進します。
- 廃プラスチック排出事業者への分別の重要性周知とリサイクル事業者とのマッチングを推進し、プラスチックごみのリサイクルを促すとともに、過剰使用抑制や代替素材への転換などに取り組む小売店等を広く紹介することにより、県民・事業者のプラスチック資源循環への機運醸成に努めます。
- 家庭や事業者に対する教育・啓発を進めるとともに、関係機関と連携した広報やイベント、食育を通じて、県民・事業者が食品ロス削減の意義を理解し、実践できるよう取組みを推進します。

エ)CO₂以外の温室効果ガス対策の推進

- フロン排出抑制法に基づき、代替フロンを含む機器の適切な管理やフロン類の充填・回収の周知・指導を行うとともに、ノンフロン・低GWP(地球温暖化係数)製品の普及促進や情報提供により、代替フロン対策を推進します。
- 堆肥施用や化学肥料・農薬の使用低減、有機栽培の促進、自給飼料の増産、家畜排せつ物の適正堆肥化处理、水稻の生育状況に応じた中干し延長などにより、メタン及び一酸化二窒素の発生抑制と環境にやさしい農業を推進します。

2-1-2 再生可能エネルギーの導入促進

ア)太陽光エネルギーの最大限活用

- 新築ZEHや自家消費型太陽光発電設備、蓄電池の設置への補助、市町との連携による導入メリットの情報提供、初期費用ゼロの第三者所有モデル(PPA)の普及を啓発するとともに、事業者向け補助金やポテンシャルマップの活用、県有施設や避難所への整備支援など、多様な手法で太陽光発電の導入を促進します。

イ)地域と共生した再生可能エネルギーの利活用

- 事業者が災害リスクや地域への影響を適切に把握し、地域の理解を得ながら太陽光発電施設を設置・管理するよう、香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを含めた関係法令等の遵守の徹底を図るなど、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 県管理ダムでの小水力発電導入の可能性調査や、椋川ダムでの詳細設計を進めるなど、多様な再生可能エネルギーの導入を検討するほか、自家消費型太陽光発電設備と連系する蓄電池導入の補助、J-クレジット制度によるCO₂削減量の環境価値活用、県有施設での環境に配慮した電力調達など、地域内資源の最大限活用を推進します。

2-1-3 吸収源対策の推進

ア)森林や藻場を生かした吸収源対策の推進

- 国や県の補助制度を活用し、間伐や造林、保安林の管理、担い手の育成、広葉樹林や里山の整備、森林所有者の支援、水源林の除間伐助成などを通じて、CO₂吸収源拡大や自然環境の保全に資する森林整備を推進します。
- ボランティアや企業・団体の協力を得て、フォレストマッチングやどんぐり銀行活動、森づくり活動への支援を行うほか、森林整備によるCO₂吸収量認証制度を活用し、県民総参加によるみどりづくりの推進に取り組みます。
- 「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物や民間施設、個人住宅への県産木材利用を進めるほか、かがわヒノキを使った新築・改築・リフォームへの費用補助やPR活動の支援、安定供給体制の構築、普及啓発を通じて、県産木材の利用を促進します。
- 国の支援制度を活用して幼稚魚の育成場となる藻場の整備や漁業者による保全活動を支援するとともに、CO₂吸収源としての藻場の役割に関する科学的知見の収集にも努めながら藻場の造成を推進します。

イ)都市緑化の推進

- みどり豊かで良好・快適な生活環境を形成できるよう、県民の憩いの場となる都市公園や海に親しめる快適性の高い港湾緑地のほか、道路の植樹帯などの整備や適切な維持管理に努めます。
- 県民が取り組みやすい「緑のカーテン」の設置普及や、都市部での屋上・壁面緑化、遊休地の芝生化、緑化のモデルとして県有施設での率先的な取組みなどにより、建物緑化の推進と都市の温暖化対策に努めます。

2-1-4 脱炭素成長型経済構造への移行促進

ア)次世代エネルギーの利活用

- 幅広い分野での水素利用拡大に向け、関係団体と連携し導入可能性や供給拠点形成を検討するとともに、技術動向や国の助成制度の情報収集、県内企業向け勉強会の開催、水素ステーションやFCVの普及啓発、港湾における脱炭素化の取組支援などを通じて、水素等次世代エネルギーの利用促進を図ります。
- 環境学習会など県民が参加するイベントで子どもたちが水素について学ぶ機会を設けるほか、セミナー開催や先端技術の研究機関の視察等最新のエネルギー関連情報を収集・提供することで次世代エネルギーの普及啓発を図ります。

イ)GX関連産業の活性化

- 県内ものづくり企業の脱炭素化を推進するため、技術支援や啓発、LCA評価支援、材料分析技術の高度化を図るとともに、エネルギー関連分野への進出をめざす事業者への展示商談会出展支援や、工場設置企業への助成制度を実施し、GX関連産業の振興・育成を図ります。

関連計画

- 香川県地球温暖化対策推進計画
(地域の自然的社会的条件に応じて、地域レベルで地球温暖化対策を総合的に推進する計画)
- かがわエコオフィス計画
(県自らが率先して環境に配慮した活動を実行し、県民、事業者、市町等による環境保全の取組みを促すための計画)
- 香川県みどりの基本計画
(緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画)
- 香川県循環型社会推進計画
(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・冷暖房の温度管理やこまめな電源オフなど脱炭素型ライフスタイルを実践する。 ・公共交通機関や自転車・徒歩を積極的に利用する。 ・住宅への太陽光発電設備導入や断熱改修を行う。
事 業 者	・エネルギー効率の高い設備や機器、ZEB・BEMS を積極的に導入する。 ・GX 関連産業への技術革新・事業展開を図る。
民間団体	・地域住民に地球環境保全の意識を高めてもらうため、地球温暖化防止に関する啓発活動を積極的に行う。

方向性を同じくするSDGsのゴール



2-2 気候変動の影響に備えるための対策(適応策)

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
2-2-1	気候変動適応に関するセミナー等の実施件数	件	7	12
2-2-2	指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)設置件数	件	369(R7.6)	500

現状と課題

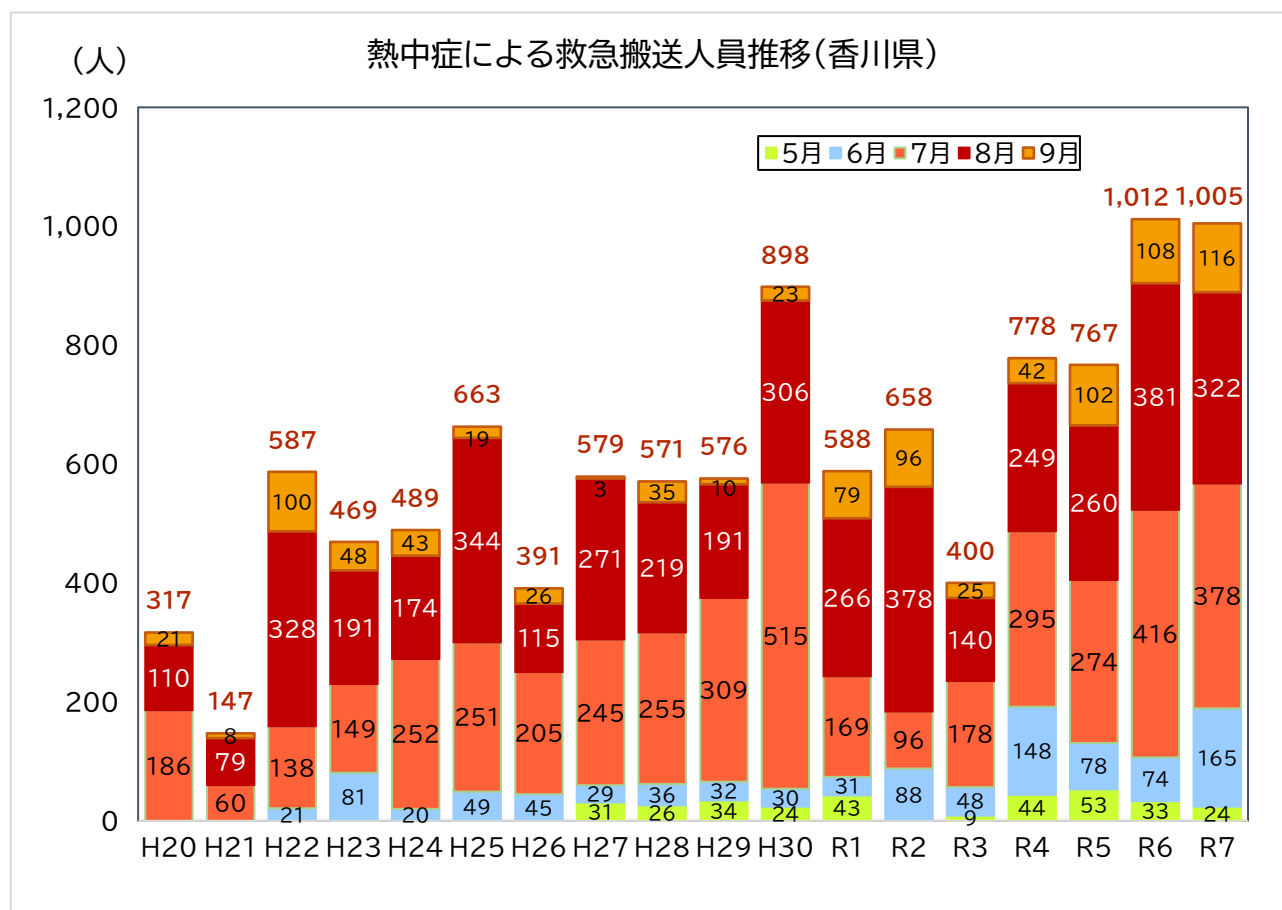
- 近年、気温の上昇や雨の降り方の変化等により、全国各地で農産物の被害や熱中症リスクの増加等の影響が現れており、こうした気候変動への対策としては、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減等を行う「緩和策」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に備える「適応策」が重要となります。
- 特に、夏季における記録的な高温が続くなか、熱中症対策は喫緊の課題となっており、今後も、気候変動等の影響によって極端な高温の発生リスクが増加すると見込まれていることから、熱中症と予防行動に関する理解の醸成等に努めることで、気候変動適応の一分野としての熱中症対策の推進を図る必要があります。
- 本県における自然的・経済的・社会的状況に応じた適応の取組みを、着実に推進していくために、「香川県気候変動適応センター」を中心に科学的知見の収集に努めるとともに、庁内における部局横断的な連携が重要となります。

図2-2 気候変動対策(緩和と適応)



資料:国立環境研究所「気候変動適応情報プラットフォーム」

図 2-3 熱中症による救急搬送人員数の推移



資料:総務省消防庁「熱中症による救急搬送状況」

施策体系

2-2 気候変動の影響に備えるための対策 (適応策)	2-2-1 気候変動適応策の推進
	2-2-2 各分野における気候変動適応策の推進

施策展開

2-2-1 気候変動適応策の推進

ア)気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等

- 気候変動適応法に基づき、香川県環境保健研究センターに設置した「香川県気候変動適応センター」において、庁内各部局や国立環境研究所気候変動適応センター等と連携して、地域の気候変動の影響等に関する科学的な知見を収集し、整理・分析した内容をわかりやすく情報提供することで、各主体における意識醸成と適応策の取組みにつながるよう努めます。

イ)熱中症対策の推進

- 気候変動適応の一分野である熱中症対策を推進するため、国と連携しながら、庁内体制を整備するとともに、県内市町及び事業者等との連携を強化することで、地域の関係主体

による自主的かつ主体的な取組みにつなげ、本県における広域的な熱中症対策を推進します。

2-2-2 各分野における気候変動適応策の推進

- 国の分類体系に沿って整理した分野において既に取り組んでいる施策のうち、農林水産分野における地球温暖化に対応した新品種や栽培技術の開発のほか、災害対策や熱中症対策等、適応策に資するものも多くありますが、気候変動の影響は長期にわたって拡大すると予測されることから、多様な関係者の連携のもと、本県の自然的経済的社会的状況に応じた取組みを着実に推進していく必要があります。

※ 本県において整理した分野…「農林水産分野」、「水環境・水資源分野」、「自然生態系分野」、「自然災害分野」、「健康分野」、「産業・経済分野」、「県民生活分野」

関連計画

○香川県地球温暖化対策推進計画

(地域の自然的社会的条件に応じて、地域レベルで地球温暖化対策を総合的に推進する計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・食品のストックや賞味期限のこまめな確認、規格外の食材を取り入れるなど、限られた食材を無駄にしない。 ・ハザードマップや「香川県防災ナビ」等の防災アプリを活用し、避難場所や経路の確認、非常用グッズの準備などの防災対策を行う。 ・天気予報などで熱中症情報を確認し、エアコンの適切な利用や日傘の使用、こまめな水分補給・休息等、熱中症対策を行う。
事 業 者	・高温耐性品種の導入や亜熱帯性の作物への転換等を行う。 ・職場における熱中症を防ぐため、予防教育の実施や、熱中症を生ずるおそれのある作業の特定、重篤化を防止するための現場における対応手順等の作成を行う。 ・気候変動によるリスクも考慮したBCP(事業継続計画)を策定・運用する。
民間団体	・気候変動を伴う地球温暖化の影響や適応策に関する情報を収集し、地域住民に発信するなど、適応策に関する啓発活動を積極的に行う。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第3節 循環型社会の推進

基本目標における指標

指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
一般廃棄物の最終処分量	万t	2.4(R5)	2.2
産業廃棄物の最終処分量	万t	12.4(R5)	10.1

3-1 循環型社会づくりの推進

指標

施策 展開	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
3-1-1	3Rの推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合	%	41.1(R7.6)	56.0
3-1-1	一般廃棄物の総排出量	万t	28.6(R5)	26.0
3-1-1	一般廃棄物の一人一日当たり排出量	g	825(R5)	793
3-1-1	産業廃棄物の総排出量	万t	248.3(R5)	247.5
3-1-1	一般廃棄物のリサイクル率	%	18.8(R5)	24.0
3-1-1	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.8(R5)	72.4
3-1-2	プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数 (独自の再資源化処理を実施する市町を含む)	市町	1	9
3-1-3	食品ロスの発生量	t	25,476(R5)	22,200

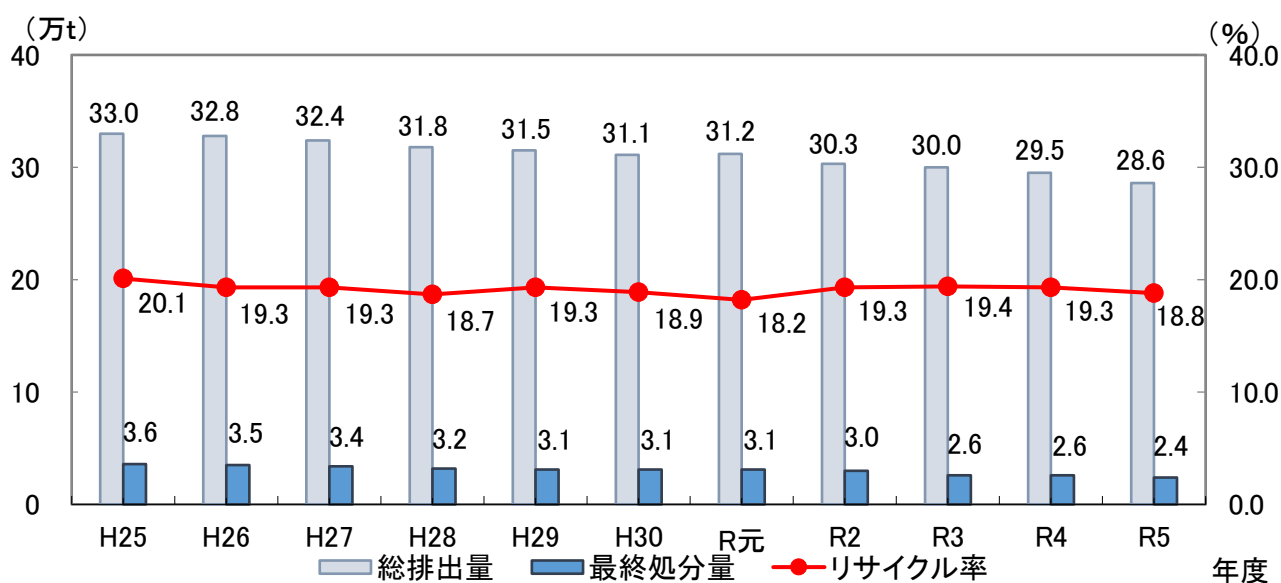
現状と課題

- 環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、取組みが遅れている2R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース))を可能な限り推進したうえで、再生利用ができるものについては、適正にリサイクル(再生利用)を図るなど、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- 本県の一般廃棄物の総排出量は減少傾向となっており、今後も、人口減少に伴う自然減により、減少傾向で推移すると考えられますが、より一層の削減に向け、創意工夫を凝らした取組みにより、生活全体において3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する必要があります。また、景気の動向等に左右される産業廃棄物についても、持続的な経済活動に配慮しつつ、総排出量の抑制をめざす必要があります。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)」が施行され、プラスチック使用製品の製品設計から製造、使用、排出、回収・リサイクルまでの各段階での資源循環の取組みが強化されてきておりますが、プラスチックの資源循環は、プラスチックの

ライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者・県・市町・県民の連携協働を推進する必要があります。

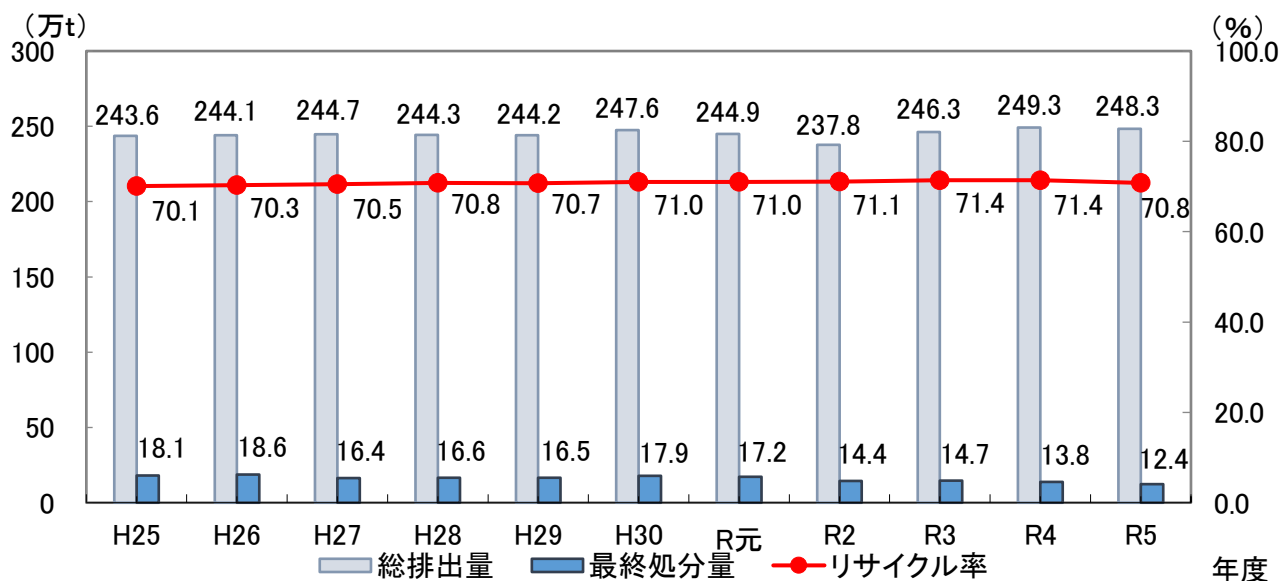
- 本県における食品ロスの発生源は、家庭系が48.2%、事業系が51.8%となっています。家庭系については、「直接廃棄(手付かず食品)」の割合が多くを占めていることから、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取組みを重点的に進めます。また、事業系については、大きく製造業、卸売業、小売業、外食産業の4業種から発生しており、このうち外食産業においては、食品廃棄物に占める食品ロスの割合が約6割と4業種の中で最も高くなっているほか、小売業においては、事業系食品ロス全体に占める割合が全国に比べて高くなっていることから、外食事業者や小売事業者から発生している食品ロスの削減を図ることが重要であると考えられます。

図3-1 一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量・最終処分量・リサイクル率の推移



資料:香川県循環型社会推進課

図3-2 産業廃棄物の総排出量・最終処分量・リサイクル率の推移



資料:香川県循環型社会推進課

施策体系

3-1 循環型社会づくりの推進	3-1-1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
	3-1-2 プラスチック資源循環の推進
	3-1-3 食品ロス削減の推進

施策展開

3-1-1 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進

ア)2Rを意識した3Rの普及啓発・取組みの推進

- 家庭及び事業所から排出されるごみの減量化やリサイクルの推進を図るため、県民や事業者に対して、3Rに関する先進的な取組事例などを情報提供するとともに、環境にやさしいライフスタイルへの転換を呼びかけます。
- 「県内一斉海ごみクリーン作戦『さぬ☆キラ』」の実施など、市町と連携しながら、山・川・里(まち)・海の県内全域を対象とした清掃活動の支援のほか、「エアポートクリーン作戦」など地域の一斉清掃について、実行委員会に参画するなど、企画段階からの支援に努めます。
- 多量の廃棄物を排出する事業者に対して、事業者が作成・提出した産業廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の排出抑制・再生利用・適正処理が円滑に進むよう指導するとともに、計画の実施状況をホームページで公表することにより、排出事業者の自主的な取組みを促します。
- 市町における取組みが促進されるよう、各市町の年度ごとの総排出量やリサイクル率等の実績をホームページに掲載して可視化するとともに、それぞれの現状と課題を把握したうえで、必要な助言等を行います。

イ)各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

- 各種リサイクル関係法令等の適正かつ円滑な運用を推進するとともに、家電リサイクル制度におけるリサイクル料金の前払い制度の導入や拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物回収システムの拡大、容器包装リサイクル制度の事業者責任の強化等について、引き続き、国に対し、政策提案を行います。
- 建設リサイクル法に基づく建築物等の分別解体や建設資材廃棄物の再資源化を促進するほか、公共事業などにおいて、建設発生土等の再使用やコンクリート塊等の再生利用に努めます。

ウ)循環産業の育成

- 県の融資制度等の活用や各種行政手続きのワンストップ化などにより、企業のリサイクル施設の整備や優良なりサイクル工場等の立地を促進します。
- 直島町で実施しているエコタウン事業について、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクルを継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。
- 県の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品などの環境への負荷が小さい環境配慮

型商品を購入する「グリーン購入」を推進します。

3-1-2 プラスチック資源循環の推進

ア)事業者におけるプラスチック資源循環の推進

- プラスチック製品の使用の合理化を図るため、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品（レジ袋、スプーン、ストロー等）の過剰な使用の抑制や代替素材への転換などの取組みを促進するほか、プラスチックごみの3R+Renewableの徹底を呼び掛けるとともに、なお残る廃棄物については適正処理のために遵守すべき事項等について普及啓発を行い、必要に応じて事業場等への立入調査を行うなど、適切な指導・監督を行います。
- 再生プラスチック・バイオプラスチックの利用を推進するため、新素材・高機能材料等の開発・利用技術に加え、LCAによる環境負荷の評価支援及び材料分析等評価技術の高度化などに関する技術支援や啓発を行うとともに、再生プラスチック・バイオプラスチック製品の正しい理解に向け、消費者への普及啓発に努めます。

イ)県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進

- プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に適切に対応し、リサイクル率の向上が図られるよう、県と市町で構成する連絡会において、広域での分別収集体制などについて検討を行う等、市町におけるプラスチック資源循環を促進します。
- 県自ら率先してプラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、県主催の会議やイベント等においてペットボトル飲料・使い捨てプラスチック製容器製品の使用量削減やリユース容器の利用を推進するとともに、プラスチック使用製品の調達に当たっては、プラスチック資源循環促進法の規定に基づく認定を受けた製品を率先して調達するよう努めます。
- 海洋プラスチックごみを可能な限り防止・抑制するため、不法投棄対策を含む発生抑制対策や回収・処理対策など、関係機関と連携して、海域・陸域一体となった総合的な対策に取り組むとともに、プラスチック製などの漁業系廃棄物の適正処理や、使用済み漁業用資材の循環的な利用を漁業者に対して意識啓発を行うほか、プラスチック被覆殻のほ場外への流出を抑制するとともに、プラスチックを使用しない肥料等の利用を促進します。

3-1-3 食品ロス削減の推進

ア)教育や普及啓発の推進

- 県民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めるため、県民へのアンケートを継続的に実施するとともに、食品ロスの認知度を高め、スマート・フードライフの定着を図るため、創意工夫を凝らした普及啓発に努めます。
- 各種イベント等において県民により身近な市町と合同で出展するなど、市町と連携した普及啓発を行うとともに、市町に対して国の施策の動向や他の自治体の取組状況についての情報提供などを行い、市町における地域の特性に応じた取組みを促進します。
- 食品ロスの問題が幅広い世代に認知されるよう、環境キャラバン隊やくらしのセミナー等において講座を実施するとともに、学校給食や教科学習等を通じ、食品ロスの削減に関する理解と実践を促すため、学校等での取組みを推進します。
- 県民及び事業者等に食品ロス削減の重要性が広く認知され、削減の機運が醸成されると

ともに、それぞれの取組みが促進されるよう、優れた取組みや先進的な事例に対する表彰を行います。

- 家庭系食品ロスの発生量及び発生要因に関する実態調査(一般廃棄物の組成調査)について、適時、実施できるよう、実施主体となる市町との連携を図ります。
- フードドライブ活動は、食品ロスの削減に直結するほか、子ども食堂への支援等の福祉の観点からも意義のある取組みであることから、フードドライブ活動の認知度の向上や、フードドライブ活動への理解の促進に取り組みます。また、フードバンク団体と連携を図り、フードドライブ活動を実施するとともに、同活動に必要な資材の貸出しなどの支援を行います。

イ)事業者における取組みの推進

- 食品ロス削減に取り組む事業者を『かがわ食品ロス削減協力店』として認定・登録し、その取組みを広く周知するとともに、登録店と連携したキャンペーン等を実施します。また、食品関連事業者の取組みについてのセミナーや情報交換会を開催し、事業者相互の交流の場を設けるなど、事業者の積極的な取組みを促進します。
- さまざまな理由により通常の流通経路での販売等が困難な規格外や未利用の農林水産物を活用(加工・販売等)する取組みを支援します。また、食品製造の過程で生じる端材や規格外品等を活用する取組みが広がるよう、事業者や関係団体との連携を促進します。
- 食品ロス削減のための商慣習の見直しとして、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)や納品期限の緩和等を推進する事業者の取組みに対して、消費者の理解が促進されるよう啓発を行います。
- 食品ロスの削減に向けた先進的・効果的な取組事例に関する情報収集や調査に努め、情報発信するとともに、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組みについて、情報共有に努めます。
- 外食における持ち帰り等、食の安全・安心に特に留意する必要がある事項については、消費者と事業者が安心して取り組むことができるよう国の動向や先進事例の情報収集に努めます。
- 食品関連事業者とフードバンク団体との連携が促進されるよう提供可能な食品に関する情報提供を行うなど両者の関係構築を支援します。

関連計画

- 香川県循環型社会推進計画
(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)
- 香川県分別収集促進計画
(容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に促進するための計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・ワンウェイプラスチックの提供や過剰包装を断る、食品ロスを出さないなど、廃棄物のリデュースに努める。 ・不要となったものはリサイクルショップ等を活用して、必要な人に譲る。 ・ルールに従って分別を徹底するとともに、スーパー等の店頭回収を利用するなどリサイクルに努める。
事 業 者	・包装の簡素化、包装資材の減量化を図るとともに、事業活動に伴う廃棄物のリデュースに努める。 ・リユースやリサイクルがしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。 ・事業活動に伴う廃棄物の分別を徹底し、再生利用が可能なものはリサイクル業者に引き渡す。
民間団体	・環境美化運動などに率先して取り組むとともに、地域住民への啓発活動を行う。 ・フリーマーケットや環境イベント等を開催する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



3-2 廃棄物の適正処理の推進

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-2-1	廃棄物不適正処理(不法投棄以外)に係る通報を踏まえた対応件数	件	92	69
3-2-2	廃棄物不適正処理(不法投棄)に係る通報を踏まえた対応件数	件	35	17

現状と課題

- 県政世論調査の結果では、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっており、また、河川、海岸、山間等への不法投棄や野外焼却は、依然として後を絶たない状況にあることから、不法投棄監視パトロールなどによる不適正処理の未然防止や早期発見などに努めるとともに、市町や関係機関とより一層連携し、監視指導を充実させるなど、廃棄物の適正処理の推進を図る必要があります。
- 豊島処分地維持管理等事業については、関係者の理解と協力のもと、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や処分地の維持管理に取り組む必要があります。

施策体系

3-2 廃棄物の適正処理の推進	3-2-1 廃棄物の適正処理の推進
	3-2-2 不法投棄対策の推進

施策展開

3-2-1 廃棄物の適正処理の推進

ア) 廃棄物処理施設の確保と維持管理

- 市町の一般廃棄物処理施設の適切な整備と維持管理が図られるよう支援するとともに、将来、ごみ排出量の減少が見込まれることを踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化に向けた市町の取組みを支援します。
- 産業廃棄物処理施設の計画的な確保に努めるとともに、立入検査による維持管理状況の確認と、不適切な状況を発見した場合の改善指導を徹底します。

イ) 監視指導体制の拡充・強化

- 不適正処理の未然防止や被害拡大の防止を図るため、排出事業者や処理業者、処理施設等に対する立入調査を実施し、適切な指導・監督を行うほか、関係機関と連携した監視の強化に努めます。

- 不適正処理事案を発見した場合には、生活環境の保全上の支障を未然に防止するため、関係法令に基づいて厳正かつ迅速に対処します。

ウ)廃棄物の適正処理の推進

- 市町における適正処理を確保するため、市町職員の廃棄物処理法に関する知識の向上を支援するとともに、許可業者による行政区域を越えての一般廃棄物の移動などに適切に対応できるよう、市町への情報提供や市町間の連携強化を図るほか、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画の策定に対する技術的助言に努めます。
- 通常の許可基準よりも厳しい基準に適合しているとして認定した優良産廃処理業者について、ホームページ等を活用した情報発信を行うなど、排出事業者が優良産廃処理業者へ処理委託しやすい環境を整備します。
- 感染性廃棄物や石綿を含む廃棄物、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物などの各種廃棄物について、法令やマニュアルに沿った適正処理を推進します。

エ)豊島処分地維持管理等事業の推進

- 豊島処分地維持管理等事業については、関係者の理解と協力のもと、調定条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や処分地の維持管理に取り組みます。

3-2-2 不法投棄対策の推進

ア)不法投棄や野外焼却対策の強化

- 不法投棄防止のためのホームページ等による啓発や、海ごみゼロウィーク等に合わせた各種広報媒体を活用した啓発のほか、市町や関係団体と連携・協力して、県民との協働による河川、海岸、道路の環境美化活動などに取り組みます。
- 不法投棄や野外焼却については、廃棄物110番や環境監視員制度などを活用して、広く県民から情報提供を受け付けるとともに、市町や関係機関と連携して、情報収集や監視指導体制の拡充に努め、早期対応を図ります。

関連計画

- 香川県循環型社会推進計画
(廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項を定める計画)
- 香川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
(県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための計画)
- 香川県ごみ処理広域化・集約化計画
(中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制を確保するため、広域化・集約化を図る地域ブロックを設定するとともに、各ブロックにおける施設整備の方向性を示す計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・ごみは決められたルールに従って排出し、不法投棄や野外焼却をしない。 ・地域等での清掃活動などの環境美化活動に参加する。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政に通報する。
事 業 者	・廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、廃棄物を適正に処理する。 ・事業所やその周辺において、環境美化活動に参加する。
民間団体	・ごみの分別の呼びかけや環境美化活動など、率先して環境の保全に取り組む。 ・ごみの不法投棄や野外焼却、多量保管など、不適正な処理を発見したときは、速やかに行政に通報する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



3-3 災害廃棄物処理対策の推進

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-3-1	災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数	回	3	年2回以上実施

現状と課題

- 近年、全国各地で甚大な災害が発生しており、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていますが、本県でも、今後30年以内の発生確率が60%～90%程度以上といわれる南海トラフ地震(発生頻度が高いL1クラス)が発生した場合、災害廃棄物・津波堆積物は約48.8万トン発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されていることなどを考えると、引き続き、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況も参考にしながら、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。

施策体系

3-3 災害廃棄物処理対策の推進	3-3-1 災害廃棄物処理対策の推進
---------------------	-----------------------

施策展開

3-3-1 災害廃棄物処理対策の推進

ア)大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

- さまざまな状況を想定した災害廃棄物処理広域訓練を継続的に実施し、担当職員の対応力向上や市町・関係団体との連携を強化するとともに、四国内の国の機関、県、市等で構成する災害廃棄物対策四国ブロック協議会と連携して、県域を越えた広域的な協力体制の強化を図ります。
- 香川県災害廃棄物処理計画や香川県災害廃棄物処理行動マニュアルが、より実効性の高いものとなるよう、災害廃棄物処理広域訓練で明らかになった課題や被災自治体の取組状況を踏まえた見直しを行うとともに、市町の計画やマニュアルについても、必要な見直しが進むよう支援します。

関連計画

○香川県災害廃棄物処理計画

(大規模災害発生時における災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定める計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・災害廃棄物(片付けごみ等)を排出するときは、決められたルールに従う。
事 業 者	・発災後の事業活動に伴う廃棄物は、平時と同様、自らの責任において適正に処理する。
民間団体	・訓練等に参加し、平時から協力体制の確認を行う。

方向性を同じくするSDGsのゴール



3-4 水循環の促進

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
3-4-1	普段の生活で節水している人の割合	%	79.5	100

現状と課題

- 本県の一人一日当たりの水道の生活用平均給水量は、近年、やや減少傾向にあり、香川用水の通水に加え、香川用水調整池(宝山湖)の整備、ダムの整備などにより、本県の水事情は改善されてきています。しかしながら、毎年のように香川用水の取水制限が行われており、水は限りある貴重な資源であることは変わりなく、引き続き、雨水や下水処理水など雑用水の利活用を含めた水の有効利用や、水の使用量を抑制するための節水意識の高揚に努める必要があります。

施策体系

3-4 水循環の促進	3-4-1 水を大切に社会への転換
---------------	----------------------

施策展開

3-4-1 水を大切に社会への転換

ア)雑用水利用の促進

- 県有施設への雑用水利用施設の整備を進めるとともに、一定規模を超える建築物に対する雑用水利用施設の設置指導や、公共建築物の水洗トイレや公園等の樹木の散水への下水処理水の利活用に努めるなど、水の有効利用の促進を図ります。

イ)節水活動の促進

- 県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」を中心に、水道週間(6月)や各種イベントで節水展を開催し、パネルによる節水方法の紹介や節水型機器の展示など節水啓発に取り組むとともに、ホームページ等を活用した節水広報や節水ウィーク(8月)における節水チャレンジにより、家庭での節水活動の実践を促進します。

ウ)水の大切さの理解の促進

- 県内小学生への副読本の配布や環境キャラバン隊による出前講座の実施により、水の大切さや節水などについて、子どもたちへの意識啓発に努めるとともに、早明浦ダム又は池田ダムを見学する学校行事等を支援することにより、香川用水が本県にもたらす恩恵への理解を深め、水源地域の人々との交流を促進するほか、ため池や農業用水路などの役割や歴史、水の大切さを学習する場を設けるなど、水の歴史と文化の継承を図ります。

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・歯磨きや洗顔時にこまめに水を止めるなど、水を無駄にしない。 ・節水型トイレや洗濯機など、節水効果の高い機器を購入する。 ・風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用するなど、水の使い方を工夫する。
事 業 者	・事業活動の中で節水型機器やシステムを導入するなど、節水を徹底する。 ・雨水や下水処理水など雑用水を利用する施設を設置する。 ・従業員に対する節水教育を実施する。
民間団体	・地域住民の節水意識を高めるための啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第4節 自然と共生する地域づくりの推進

基本目標における指標

指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	団体	12	17
生物多様性に関する県民の認知度	%	44.6(R7.6)	50.0

4-1 生物多様性の価値の理解と行動

指標

施策展開	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
4-1-1	自然共生サイトの県内認定登録サイト数	サイト	2	5

現状と課題

- 私たちの暮らしは、生物多様性がもたらすさまざまな恵みの上に成り立っていますが、生物多様性は、開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球温暖化など地球環境の影響による危機に直面していると指摘されています。令和7(2025)年4月1日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されており、生物多様性の保全を実現していくために、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体がそれぞれの特色を活かしながら、連携して保全活動を行っていく必要があります。

施策体系

4-1 生物多様性の価値の理解と行動	4-1-1 自然共生サイトへの取組みの促進
-----------------------	--------------------------

施策展開

4-1-1 自然共生サイトへの取組みの促進

ア)生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進

- 「特定非営利活動法人みんなでつくる自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携して、県内の研究者等が所有する標本を活用した標本展やフィールド講座などを通じた、生物多様性の保全を実現するための普及啓発を推進するほか、生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進します。

イ)県、市町、民間団体等における自然共生サイト認定の促進

- 生物多様性の保全の実現に向けて、国が掲げる「30by30目標(2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標)」の達成のために、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体がそれぞれの特色を活かしながら連携し、生物多様性の保全が図られた区域の「自然共生サイト」への取組みを促進し、社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。

ウ)生物多様性の保全のための人材の育成

- 生物多様性は、地域の自然的社会的条件に応じて保全されることが重要であることから、本県に生息・生育する貴重な動植物の調査研究や、専門家が行う現地調査に伴う作業の補助やフィールド講座での解説などの体験を通じて、生物多様性の保全に関する指導的役割を期待される人に対する一層のレベルアップを図るなど、人材の育成に取り組みます。

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・野外で活動する時は、野生生物の生息・生育環境に配慮しながら行動する。 ・地域で行われる里山の保全活動など、自然保護活動に参加する。
事 業 者	・事業場等の敷地を活用して緑化やビオトープの創出を行う。
民間団体	・自然保護活動など率先して環境の保全に取り組むとともに、地域住民の自然保護意識を高めるための啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



4-2 生態系の健全性の回復

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4-2-1	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	種	16	20
4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	頭	357	400
4-2-2	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	市町	15	全市町

現状と課題

- 本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、さまざまな主体と連携して、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」の適正な運用による保護活動や、香川県レッドデータブックを活用した普及啓発により、生物多様性の保全を図っていく必要があります。
- 外来種の中でも生態系や人の健康に大きな被害を及ぼす「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加しており、特に、アライグマやセアカゴケグモなど、令和3（2021）年に作成した「侵略的外来種リスト」に記載した種については、優先度を踏まえた適切な防除対策について検討を進めるなど、外来種対策を推進する必要があります。

表4-1 香川県レッドデータブック2021掲載種(1,032 種)

(単位:種)

分類群	区分					
	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	合計(%)
植物	14	245	109	80	14	462(44.8%)
哺乳類	1	0	0	2	1	4(0.4%)
鳥類	0	9	35	40	0	84(8.1%)
爬虫類	0	0	0	3	2	5(0.5%)
両生類	0	1	2	3	0	6(0.6%)
汽水・淡水魚類	0	12	13	6	2	33(3.2%)
昆虫類	10	27	74	126	48	285(27.6%)
甲殻類	0	1	0	5	0	6(0.6%)
貝類	2	65	35	37	8	147(14.2%)
合計 (%)	27 (2.7%)	360 (34.9%)	268 (25.9%)	302 (28.9%)	75 (7.6%)	1,032 (100.0%)

資料:香川県レッドデータブック 2021

表4-2 指定希少野生生物(16種)

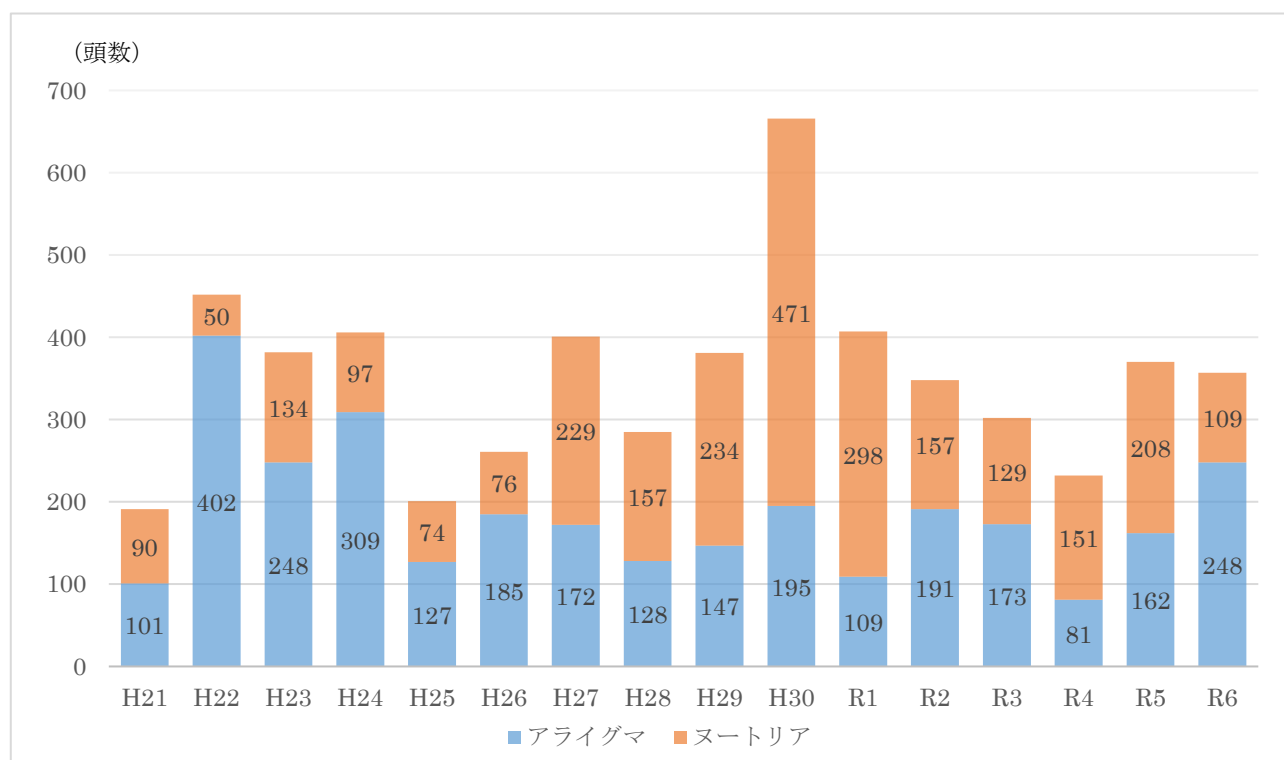
(令和3年4月1日現在)

	分類群		科名	種名	香川県カテゴリー
1	植物		スイレン科	オニバス ※	絶滅危惧Ⅰ類
2			ユリ科	トサコバイモ	
3			ヒガンバナ科	カンカケイニラ	
4			ベンケイソウ科	ミセバヤ	
5			サクラソウ科	シコクカッコウソウ	
6			オオバコ科	ウンラン	
7			ミツガシワ科	アサザ ※	
8			モクセイ科	ショウドシマレンギョウ	絶滅危惧Ⅱ類
9	動物	淡水魚類	コイ科	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧Ⅰ類
10			コイ科	カワバタモロコ	
11			ケツギョ科	オヤニラミ	
12			カジカ科	カジカ大卵型	
13		昆虫類	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	
14		甲殻類	スナガニ科	シオマネキ	
15		貝類	ナンバンマイマイ科	イソムラマイマイ	
16			ナンバンマイマイ科	ヤハタマイマイ	

※保護区が設定されている種

資料:香川県レッドデータブック 2021

図4-1 アライグマ・ヌートリアの捕獲頭数の推移



資料:香川県みどり保全課

施策体系

4-2 生態系の健全性の回復	4-2-1 希少野生生物の保護
	4-2-2 外来種対策の促進

施策展開

4-2-1 希少野生生物の保護

ア)保護事業と普及啓発事業の充実

- 香川県レッドデータブックで絶滅のおそれが高いと評価された種について、現状の把握に努め、個体群の保護増殖を目的とした保護活動や生息・生育に支障を及ぼす侵略的外来種への対策を実施するとともに、県内の研究者等が所有する標本を活用した標本展やフィールド講座など普及啓発事業の充実に努めます。

イ)指定希少野生生物の保護

- 希少野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種については、「香川県希少野生生物の保護に関する条例」に基づき、「指定希少野生生物」の指定や、「指定希少野生生物保護区」の指定を行うなど、地域とも連携した保護増殖や生息・生育地等の保全などの保護事業を実施します。

4-2-2 外来種対策の促進

ア)外来種対策の推進と普及啓発

- 侵略的外来種の防除についての基礎資料となる侵略的外来種リストの活用により、外来種対策を一層推進するとともに、外来種に対する正しい理解を深めてもらえるよう普及啓発に取り組みます。
- 外来種による生活環境被害や農林水産業被害の防止と、県内の生態系の保全を図るため、侵略的外来種リストに掲載された外来種を対象に、対策の必要性和実効性の観点からの優先度を踏まえ、国や市町、民間団体等と連携した適切な防除対策に取り組みます。

イ)特定外来生物の防除の推進

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、アライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して支援を行うなど、特定外来生物による地域の生態系への影響を緩和するとともに、生活環境、農作物等への被害を防止するための対策を推進します。
- 県内で発見件数が増えているセアカゴケグモについては、市町と連携し、県民に対して防除や咬まれた時の対応等の注意喚起を行うほか、個体の駆除や生息しそうな場所のこまめな清掃、咬まれないための予防対策に取り組みます。

ウ)新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

- 新たな特定外来生物が県内に侵入することを防止するため、国や市町、民間団体等と連携し、情報収集や監視を行うなど、早期発見・早期防除に努めるほか、定着が確認された場

合には、すみやかに状況を調査するとともに、関係機関等と連携し、集中的な防除に取り組めます。

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・野外で活動する時は、野生生物の生息・生育環境に配慮しながら行動する。 ・飼育・栽培している動植物を野外に捨てない。 ・野外で繁殖している外来種を他の地域に拡げない。 ・地域住民が主体となって、外来種の防除に取り組む。
事 業 者	・開発事業において自然環境を復元するなど、生物の生息・生育環境に配慮する。 ・外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を遵守する。
民間団体	・野生生物の生息・生育状況などの調査や情報提供に協力する。 ・外来生物の防除や外来種被害予防三原則に基づいた普及啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



4-3 自然を活用した社会課題の解決

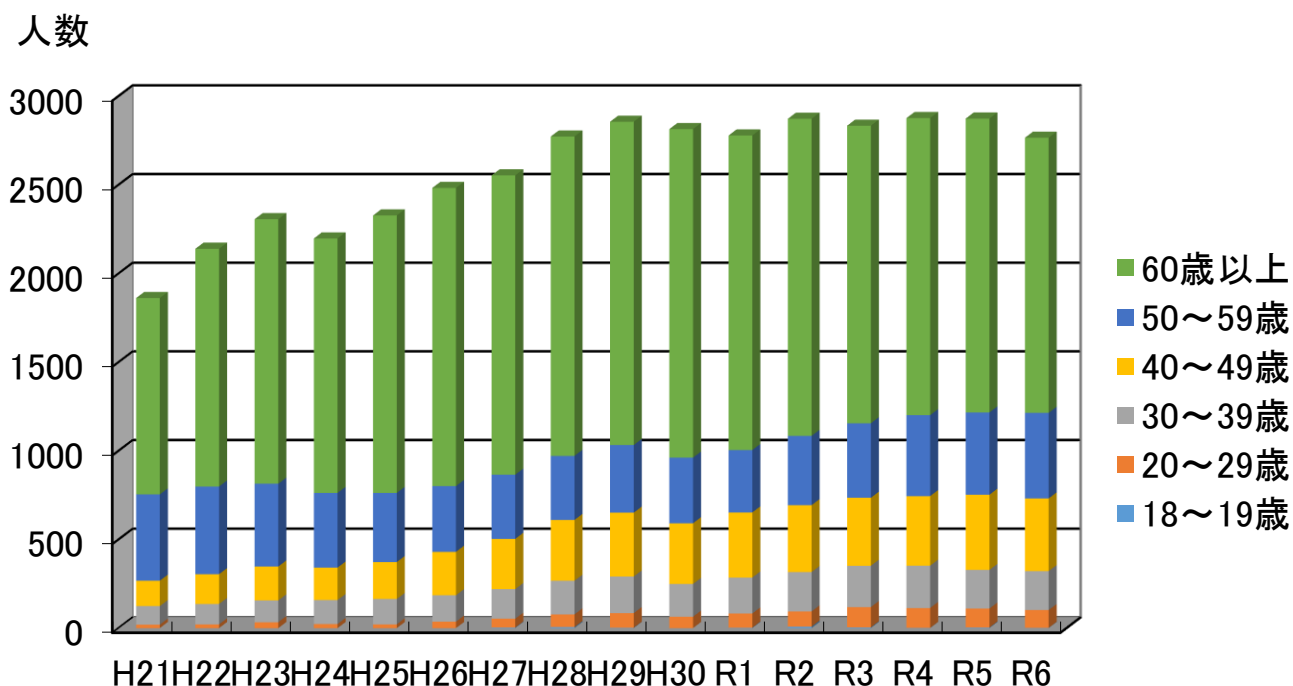
指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4-3-1	50歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640
4-3-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	校	58	63

現状と課題

- イノシシなどの野生鳥獣による県内の農作物被害は、依然として、高い水準にあり、加えて、近年は、市街地等へのイノシシの出没により、人身被害が多発するなど、深刻な状況が続いていることから、引き続き、県主体の捕獲事業の実施や、市町が行う有害鳥獣捕獲等の支援、若手狩猟者の確保・育成のほか、市街地への出没経路等での重点的な捕獲や侵入防止等の緊急対策の実施など、被害の発生を未然に防止する取組みを進める必要があります。
- 生物多様性は、地域の自然的社会的条件に応じて保全されることが重要であることから、「特定非営利法人みんなでつくる自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携して、人と自然の触れ合いの場を確保するなど、生物多様性の保全活動への主体的な参加を促進していく必要があります。

図4-2 年齢別狩猟免許所持者数(香川県)



資料:香川県みどり保全課

施策体系

4-3 自然を活用した社会課題の解決	4-3-1 有害鳥獣対策の推進
	4-3-2 野生鳥獣の保護管理
	4-3-3 人と自然の触れ合いの確保

施策展開

4-3-1 有害鳥獣対策の推進

ア)有害鳥獣対策の推進

- 野生鳥獣による生活環境や農林水産業への被害に総合的に対処するため、市街地に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルやニホンジカ等について、市町が行う有害鳥獣捕獲を支援するとともに、捕獲が困難な市街地周辺や島しょ部において県主体の捕獲事業等を重点的に実施します。
- 市町と連携を図りながら、市街地へのイノシシの出没経路等を調査し、緊急性が高い箇所での侵入防止ネット等の設置や捕獲の実施など、被害の発生を未然に防止する取組みを進めます。

イ)鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成

- 市町が行う市街地周辺でのイノシシやニホンザル等の捕獲や地域住民等による侵入防止柵の設置などのほか、鳥獣被害対策の中心的な役割を担う「地域リーダー」の育成を支援するなど、獣害に強い集落づくりを推進します。
- 若者や女性を対象とした狩猟免許取得の入門講座や、狩猟初心者から捕獲経験者まで段階にあわせた捕獲技術講習会などの開催により、将来にわたって有害鳥獣対策を実践する担い手の確保・育成を図ります。

ウ)捕獲個体の資源化の推進

- 狩猟者等に対する講習会や講座において、県内にある捕獲個体の処理施設の状況やジビエ肉としての利用方法について情報提供を行うなど、捕獲したイノシシ等の食肉利用や皮革製品化など資源化や自家消費が促進されるよう努めます。

4-3-2 野生鳥獣の保護管理

ア)野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

- 野生鳥獣の保護や適正管理のため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区や特別保護地区、特定猟具使用禁止区域等を指定するとともに、鳥獣保護管理員による巡視等を行い、野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化を図ります。

4-3-3 人と自然の触れ合いの確保

ア) まちかど生き物標本展及びフィールド講座の開催

- 地域の身近な生き物や自然の素晴らしさ、面白さを体感できる機会を提供し、生き物や自然を守っていくことの大切さの理解を得るため、県内の研究者が収集・保管している標本を活用した「まちかど生き物標本展」や香川の自然を親しむフィールド講座の開催による普及啓発を実施します。

イ) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進

- 野生鳥獣の保護管理の重要性について広く県民の理解を得るため、愛鳥週間ポスター原画コンクールや作品展などを活用した普及啓発に取り組みます。

ウ) 野生鳥獣保護センター等の活動の推進

- 野生鳥獣保護センター等において、傷病鳥獣の保護や野生復帰に取り組むとともに、センターの見学会やホームページなどを通じた鳥獣保護思想の普及啓発に努めます。

関連計画

○香川県鳥獣保護管理事業計画

(鳥獣の個体数管理や生息環境管理、農林水産業及び生態系への被害の防止など、本県の鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画)

○香川県農業・農村基本計画

(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

○香川県水産業基本計画

(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)

○香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

(イノシシの個体群を適正に管理し、農業被害及び生活環境被害の防止を図る計画)

○香川県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

(ニホンジカの個体群を適正に管理し、農林業被害及び森林植生への被害防止を図る計画)

○香川県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

(自然度の高い森林地域において、集落依存度の低いニホンザルの地域個体群を将来にわたって健全に維持し、農業被害及び生活環境被害の防止を図る計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・地域で行われる里海・里山の保全活動など、自然保護活動に参加する。 ・地域に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努める。
事 業 者	・地域で行われる里海・里山の保全活動など、自然保護活動に参加する。 ・有害鳥獣の追い払いや侵入防止柵の設置など、地域に有害鳥獣を寄せ付けない。
民間団体	・地域に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりや呼びかけを行う。

方向性を同じくするSDGsのゴール



4-4 農地等の保全と持続的活用

指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
4-4-1	農地中間管理事業による貸付面積	ha	4,221	6,000
4-4-2	みどり認定者数	経営体	64	256

現状と課題

- 本県農業においては、農業者の高齢化と担い手の減少による耕地利用率の低下や遊休農地の拡大がみられ、住宅と農地の混住化の進展や中山間地域の過疎化による地域活力の低下、狭小な農地や複雑な水利慣行による基盤整備の遅れや老朽化した農業用水利施設の増加などの課題に対応しつつ、将来にわたって持続的な農地等の保全に取り組んでいく必要があります。環境面においては、温暖化に伴う病害虫の発生が増加などがみられ、環境配慮による化学農薬・化学肥料等の使用量低減とそれに伴う生産物の収量減や品質低下、除草労力の増大に対応していく必要があります。

施策体系

4-4 農地等の保全と持続的活用	4-4-1 農地等の保全と持続的活用
	4-4-2 環境に配慮した農業の促進

施策展開

4-4-1 農地等の保全と持続的活用

ア) 農地集積と農地の確保

- 農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進し、基盤整備とも連携して利用集積を加速化するとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度を的確に運用することにより、優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。

イ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮

- 農村地域において、農業生産活動の継続だけでなく、農業者をはじめ自治会など多様な主体が参画して協働で行う、水路やため池、農道など農業用施設の保全管理や農村環境の保全、施設の長寿命化を図る活動等を支援します。

ウ) 鳥獣被害対策の推進

- 地域に寄せ付けない環境づくりや捕獲の奨励、侵入防止対策に加え、市町や猟友会など地域の関係者で組織される「鳥獣被害対策実施隊」の設置と活動の支援を行い、対策に効果を上げているモデル的な事例を紹介し、普及を図ることなどにより、野生鳥獣による被害の拡大防止に努めます。

4-4-2 環境に配慮した農業の促進

ア)環境保全型・資源循環型農業の推進

- 土づくり、化学農薬・肥料の使用低減をはじめ、温室効果ガスの排出量の削減など「環境負荷低減事業活動」に取り組む農業者などを「みどり認定者」に認定するとともに、化学農薬・化学肥料の代替技術と省力化技術を組み合わせたグリーンな栽培体系のうち、現地実証により有効性が確認されたものについて、技術栽培マニュアルを作成し、産地への普及・定着を促進します。
- 有機農業や化学肥料・化学合成農薬を低減した農業、家畜排せつ物の良質堆肥化など畜産や農業から出る廃棄物を地域の有機資源として有効に活用する農畜産業など、持続可能で環境に配慮した取組みを行う事業者に対する支援や技術的指導に努めます。

関連計画

- 香川県農業・農村基本計画
(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 香川県鳥獣保護管理事業計画
(鳥獣の個体数管理や生息環境管理、農林水産業及び生態系への被害の防止など、本県の鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な計画)
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
(耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・地域ぐるみでの農村地域の協働活動に参加する。
事 業 者	・化学肥料や農薬を適正に使用するなど環境への負荷を低減した農業を実践する。 ・イノシシ等による農林水産物等への被害対策を実施する。
民間団体	・堆肥需要者のニーズにあった堆肥の供給体制を確保する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第5節 安全・安心な生活環境の保全

基本目標における指標

指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
環境基準の達成状況 (大気、公共用水域、航空機騒音、ダイオキシン類)	項目	6(R5)	7
生活環境の向上(大気・水・騒音の満足度)	%	56.2(R7.6)	62.0

5-1 大気環境の保全

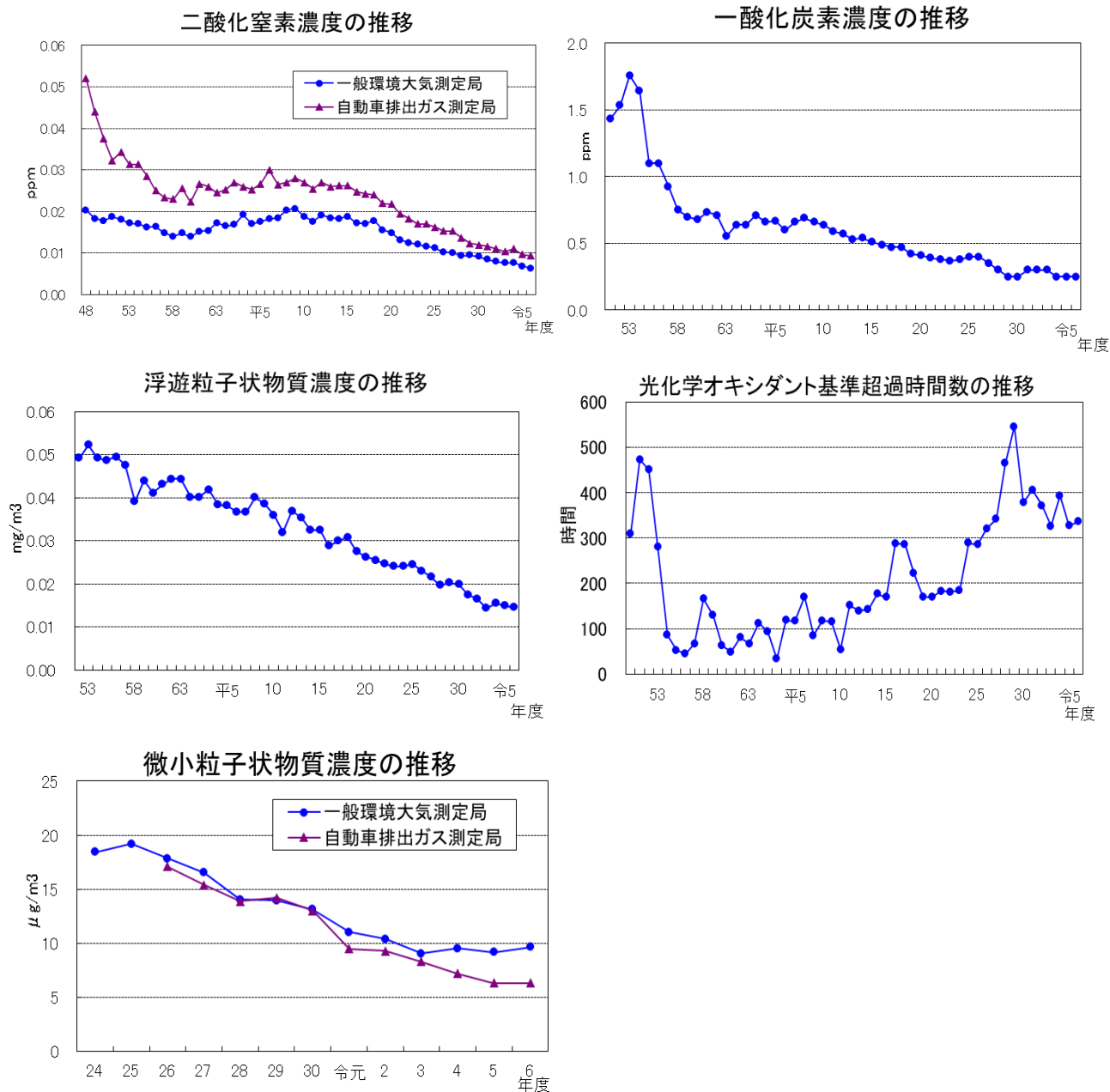
指標

施策 展開	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
5-1-1	大気に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100
5-1-1	光化学オキシダント被害連絡受付件数	件	0	0

現状と課題

- 本県の大気環境は、公害問題が深刻化していた時代に比べてかなり改善されており、二酸化硫黄や二酸化窒素など、ほとんどの項目について環境基準を達成していますが、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)については、濃度上昇が予測される場合には、県民の健康被害を未然に防止する観点から、迅速かつ的確に、光化学オキシダント注意報やPM2.5注意喚起情報を発令し、県民への注意喚起を行えるよう、引き続き、注意深く監視を行っていく必要があります。
- 石綿(アスベスト)については、「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」に基づき、国の規制を上回る取組みを行ってきましたが、今後、建材に石綿を使用した建築物の老朽化に伴う解体が増加していくことが見込まれており、また、近年の気象災害等の増加傾向から、災害時における石綿の飛散・ばく露防止対策の強化も求められるなど、飛散防止対策の徹底に向け、平常時から関係機関との連携を深めていく必要があります。

図5-1 大気環境の推移



資料：香川県環境管理課

施策体系

5-1 大気環境の保全	5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供
	5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進

施策展開

5-1-1 監視の実施及び県民への情報提供

ア)大気環境の監視

- 県内全域の大気環境を把握するため、香川県環境保健研究センター内の中央監視局

を中心とした大気汚染常時監視システムにより、常時監視を行います。

イ)有害大気汚染物質等のモニタリング

- ベンゼン等の有害大気汚染物質や大気中の石綿濃度の実態把握を行うため、モニタリングを実施します。

ウ)県民への情報提供

- 大気汚染常時監視システムで収集した結果は、ホームページで迅速に情報提供するとともに、特に、光化学オキシダントの注意報やPM2.5の注意喚起情報については、学校・社会福祉施設や県民向けのメール配信などさまざまな方法で情報を提供します。

5-1-2 大気汚染物質の発生源対策等の推進

ア)工場・事業場に対する排出規制の推進

- 大気汚染防止法や香川県生活環境の保全に関する条例、公害防止の覚書等に基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底します。

イ)自動車排出ガス対策の推進

- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模以上の事業者には義務付けている自動車排出ガス対策計画の作成等を通じて、アイドリングストップの励行や低公害車の導入などを進めます。
- 交通流の円滑化により自動車排出ガスの排出を抑制するため、都市間の連絡道路や拠点へのアクセス道路、都市内の骨格となる道路、生活道路の整備とあわせて、交通管制システムの充実に図ります。

ウ)光化学オキシダントの対策の推進

- 光化学オキシダント濃度が高くなる夏期に迅速な注意報等が発令できるよう監視体制を強化するとともに、原因物質であると考えられる窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)について、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場に立入検査を実施するなど、排出基準遵守の取組みを徹底します。

エ)微小粒子状物質(PM2.5)の対策の推進

- 大気汚染防止法に基づき、継続的な環境監視と微小粒子状物質(PM2.5)の成分の分析を行い、多岐にわたる発生源に対して効果的な対策が行えるよう、知見の集積に努めます。

オ)石綿の飛散防止の推進

- 石綿の大気中への飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、建築物の解体や補修作業時における特定粉じん排出作業の監視・指導を行うとともに、「香川県石綿による健康被害の防止に関する条例」に基づき、石綿吹付け材を使用している既存建築物について飛散防止措置などの指導を行います。

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・ごみなどの野外での焼却をしない。 ・公共交通機関や自転車などを利用し、マイカーの使用を控える。 ・自動車を購入するときは、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車や低燃費車を選択する。
事 業 者	・大気汚染防止法等に定める基準を遵守し、大気汚染物質の排出を削減する。 ・共同輸配送など環境に配慮した物流システムの構築に努める。 ・自動車の使用をできるだけ控えるとともに、エコドライブを実践する。
民間団体	・大気環境の保全意識を高めるための啓発活動を実施する。

方向性を同じくするSDGsのゴール



5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全

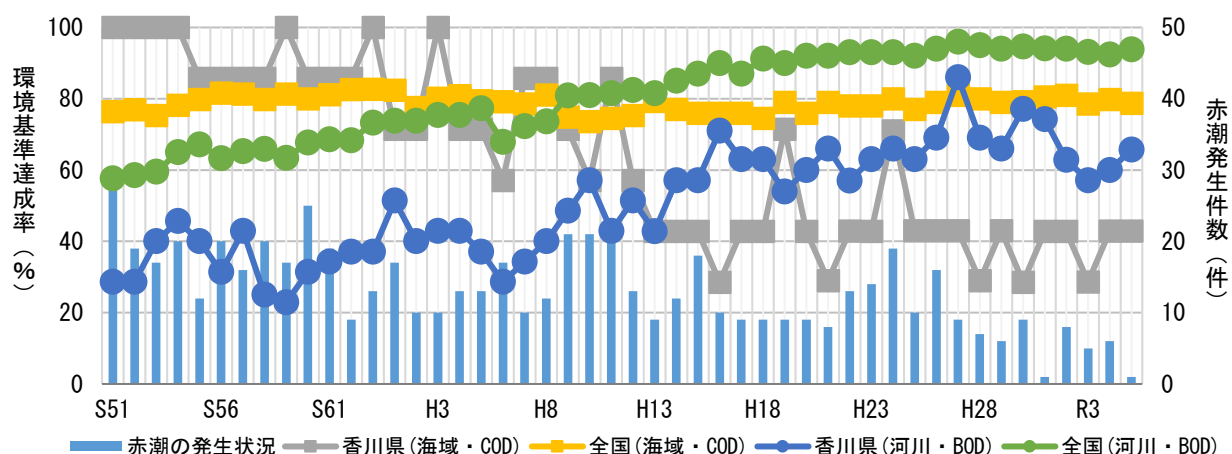
指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(健康項目)	%	100	100
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(河川BOD)	%	66(R5)	改善
5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(海域COD)	%	43(R5)	改善
5-2-2	汚水処理人口普及率	%	82.4	第5次全県域生活排水処理構想に定める値
5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(河川BOD)(再掲)	%	66(R5)	改善
5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(海域COD)(再掲)	%	43(R5)	改善
5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(海域T-N)	%	100	100
5-2-4	有害物質使用特定施設の立入検査実施件数(累計)	件	55(R2~R6)	66(R8~R12)

現状と課題

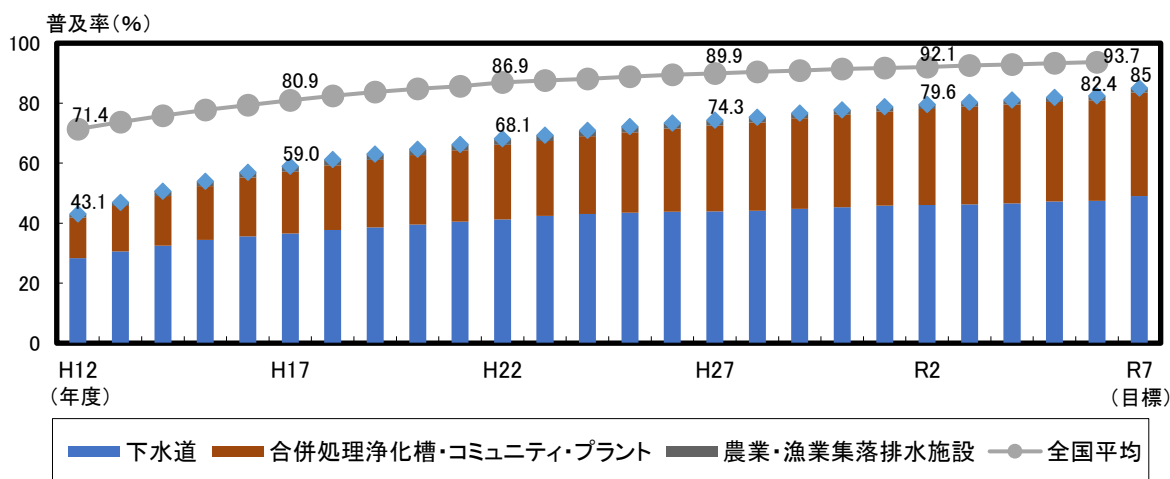
- 本県の河川や海域では、カドミウム等の健康項目に関する環境基準は、すべての調査地点で達成していますが、生活環境項目に関する環境基準のうち、有機汚濁の指標である河川の生物化学的酸素要求量(BOD)や海域の化学的酸素要求量(COD)は、全国平均に比べ達成率が低くなっており、有機フッ素化合物(PFAS)など新たな化学物質への対応も含め、水質汚濁の防止を図る観点から、継続した水質監視を行っていく必要があります。
- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を継続的に進め、汚水処理人口普及率を上昇させるとともに、浄化槽の機能を正常に保ち、汚水を適切に処理するために、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査の受検)の向上を図る必要があります。
- 気候変動による水温上昇等と相まって、海域の貧栄養化がノリ養殖の不作や漁業生産量の減少の一因であるとの指摘があるため、令和6(2024)年3月に策定した香川県栄養塩類管理計画に基づき、下水処理場が海域へ供給する栄養塩類を増加させる試運転・試行による季節別運転管理を実施しており、その影響や効果を確認しながら、引き続き、慎重に運用していく必要があります。
- 近年、県内では、大規模な土壌汚染や地下水の過剰採取による地盤沈下は確認されていませんが、土壌汚染や地盤沈下は被害が発生するまで認識されにくく、また、被害が発生した場合、回復が容易でないことから、定期的な監視や適切な指導のほか、土砂等を使用した埋立て等に対する規制などにより、未然防止に努める必要があります。

図5-2 公共用水域における環境基準(BOD・COD)達成率と赤潮発生件数の経年変化
(全国・香川県)



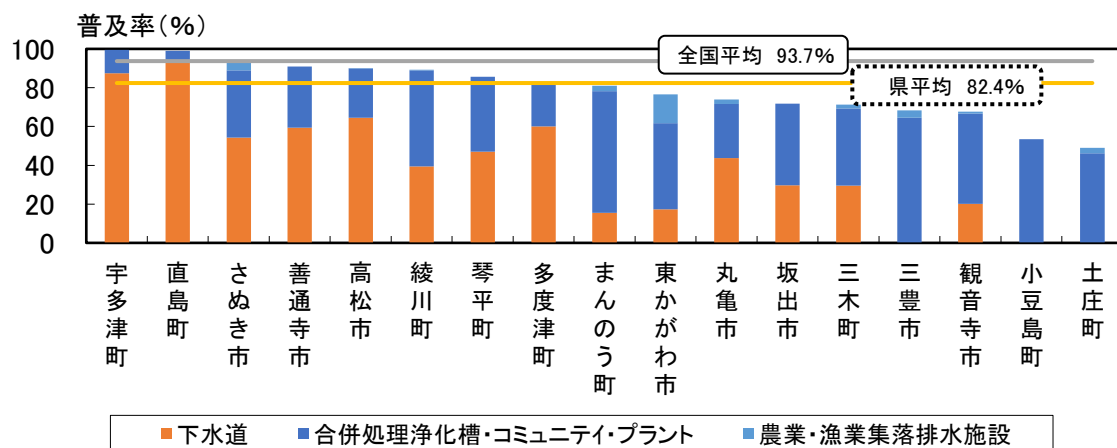
資料:香川県環境管理課

図5-3 生活排水処理施設の普及状況



資料:香川県環境管理課

図5-4 市町別の生活排水処理施設の普及状況(令和6年度普及率順)



資料:香川県環境管理課

施策体系

5-2 水環境、土壌・地盤環境の保全	5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供
	5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進
	5-2-3 水環境の保全対策の推進
	5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進

施策展開

5-2-1 監視の実施及び県民への情報提供

ア)計画的な監視の実施

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を把握するため、水質測定計画を作成し、常時監視を行います。

イ)水質異常事故時の速やかな対処の実施

- 県内の公共用水域等において水質異常事故が発生した場合、香川県水質異常事故取扱マニュアルに基づき、国、市町、その他関係機関等との通報連絡体制のもと、速やかに対処します。

5-2-2 水質汚濁発生源対策の推進

ア)総量削減計画の推進

- 閉鎖性海域である瀬戸内海の水質保全対策を推進するため、総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量(COD)や窒素、リンの削減に総合的・計画的に取り組めます。

イ)工場・事業場に対する排水規制の推進

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度を適切に運用するとともに、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、排水基準等を遵守するよう、工場・事業場に対する規制・指導を徹底します。

ウ)生活排水処理施設の整備

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進め、汚水処理人口普及率を高めるとともに、適正な維持管理を行い、汚泥の適正処理や有効利用を促進します。
- 浄化槽の機能を正常に保つため、法定検査の制度等の周知・啓発に努めるなど、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査の受検)の向上を図ります。

エ)地下水の汚染防止対策の推進

- 地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する

条例に基づき、有害物質を使用している特定事業場等に対して、排水基準の遵守や地下浸透の禁止について、規制・指導を徹底します。

- 地下水の水質状況の把握に努めるとともに、汚染が発見された箇所については、飲用井戸等衛生対策要領に基づき、井戸設置者等に衛生対策を指導します。

オ)農畜水産業における水質汚濁負荷低減対策の推進

- 農業からの水質汚濁負荷を低減するため、化学肥料の施用低減につながる効果的な施肥方法について指導し、環境に配慮した農業を推進します。
- 畜産業からの水質汚濁負荷を低減するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導します。
- 魚類養殖業からの水質汚濁負荷を低減するため、適正な給餌方法等の指導を行います。

カ)開発事業等に係る排水対策の推進

- 開発事業等の実施に当たり、工事中の土砂や濁水の流出防止を図るため、環境影響評価制度や「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議等により、沈砂池の設置や森林の残置、施工時期の配慮など、水質汚濁未然防止対策を推進します。

5-2-3 水環境の保全対策の推進

ア)瀬戸内海の水環境の保全に関する香川県計画の推進(再掲)

- 瀬戸内海の水環境の保全に関する香川県計画に基づき、沿岸域の水環境の保全・再生・創出や、水質の保全及び管理、自然景観や文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保に努めるとともに、栄養塩類の適切な管理の在り方に関する検討など、豊かな海の実現に向けた取組みを進めます。

イ)海域への栄養塩類増加措置の実施(再掲)

- 本県海域における生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するため、香川県栄養塩類管理計画に基づき、下水処理場が海域へ供給する栄養塩類を増加させる試運転・試行による季節別運転管理を実施し、その影響、効果の状況を確認するなど、豊かな海をめざした取組みを進めます。

ウ)香の川創生事業の促進

- 「ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例」に基づき、住民・市町等と協働して、水質改善、水生生物の保全、水辺の美化活動などの取組みを促進します。

エ)ため池の水質改善の促進

- 市町や土地改良区などため池の管理者に対し、水質改善の重要性の意識啓発を行うとともに、堆積土の浚渫や池干しの取組みを促進します。

5-2-4 土壌・地盤環境の保全対策の推進

ア)土壌汚染防止対策の推進

- 一定規模以上の土地の形質変更時等において、土壌汚染が判明した場合には、土地の所有者等に対して、汚染の除去等の適切な措置を行うよう指導します。

- 土地開発に伴う土砂等を使用した埋立て等に対する規制を行うことにより、土壤汚染を防止し、生活環境の保全を図ります。
- 農用地の適切な保全と有効利用のため、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地の土壤の重金属含有量の定点調査を行うとともに、汚染のおそれのある場合は、適宜、土壤分析を行い、汚染防止に努めます。

イ)地盤環境の保全対策の推進

- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、継続的に地下水を採取する揚水施設の把握に努め、地下水位の観測を行うことにより、地下水の過剰な採取による塩水化や地盤沈下などの地下水障害を防止し、地下水の適正かつ合理的な利用を推進します。

関連計画

- 水質測定計画
(公共用水域や地下水の水質汚濁状況を常時監視するため行う水質測定について、測定すべき事項や測定の地点、その他必要な事項を定める計画)
- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
(閉鎖性海域である瀬戸内海の水質環境基準の確保を目的に、流入する汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する対策を総合的に推進する計画)
- 香川県全県域生活排水処理構想
(下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を推進する計画)
- 香川県水環境保全計画
(水環境を水質・水量・水生生物・水辺空間・水文化の5つの視点から捉え、県民・事業者・行政が協力して優れた水環境を保全・創出するための総合的な施策を推進する計画)
- 瀬戸内海の水環境の保全に関する香川県計画
(瀬戸内海の水環境保全に関し実施すべき施策を定めた計画)
- 香川県栄養塩類管理計画
(本県海域における生物の多様性と水産資源の持続的な利用の確保の課題に対応するための計画)
- 香川県農業・農村基本計画
(農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 香川県水産業基本計画
(水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画)
- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
(耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・使用済の油を流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実行する。 ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への切替えなどの整備等を行う。 ・河川や海岸の清掃活動など地域で行われる環境美化、環境保全活動に参加する。
事 業 者	・水質汚濁防止法等に定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出を削減する。 ・浄化槽の適切な維持管理(法定検査、清掃、保守点検)を行う。 ・土壌汚染の未然防止のため、原材料や廃棄物などを適正に管理する。
民間団体	・自然環境の保全や雨水の地下浸透による地下水涵養の大切さを呼びかける。 ・肥料の適正使用を呼びかける。

方向性を同じくするSDGsのゴール



5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進

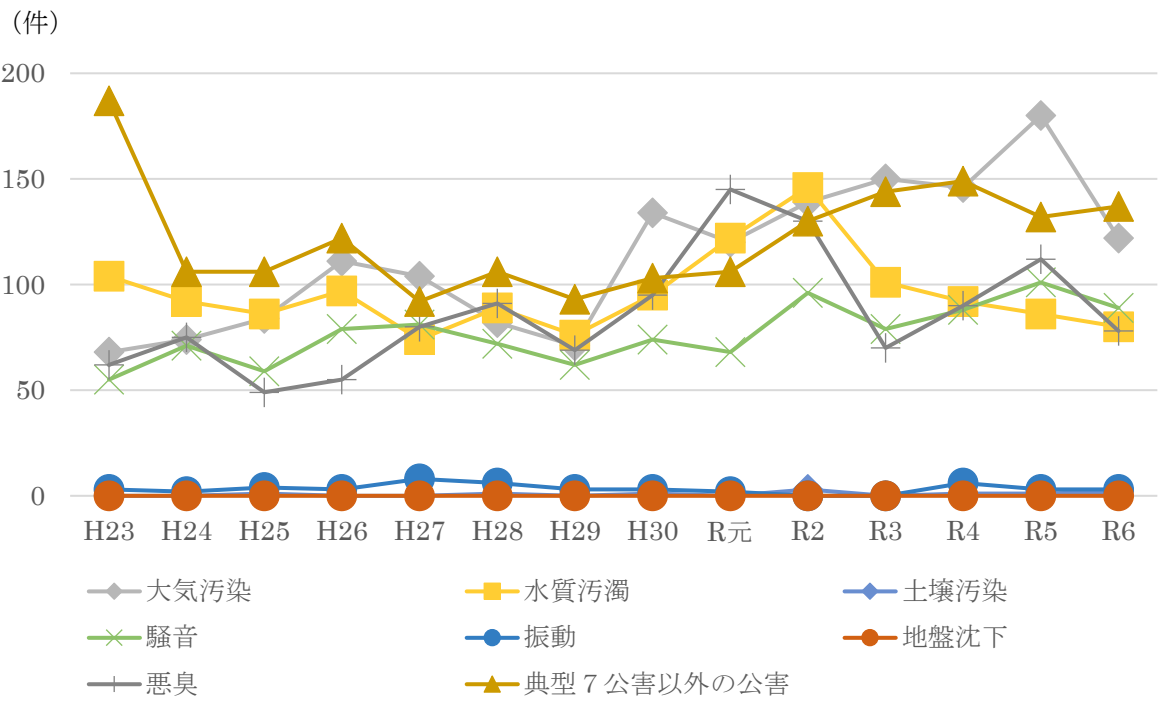
指標

施策展開	指標	単位	現況【R6年度】	目標【R12年度】
5-3-1	航空機騒音に係る環境基準達成率	%	100	100
5-3-2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100

現状と課題

- 騒音・振動・悪臭は、感覚公害と呼ばれるなど、私たちの日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、県内の行政機関に寄せられる公害苦情の中でも大気汚染や水質汚濁と並び、騒音と悪臭が多くを占めていることから、これらについて市町と連携して対応する必要があります。また、航空機騒音については、関係機関との情報共有や測定等により状況把握に努める必要があります。
- 日常生活や事業活動を通じて、さまざまな化学物質が環境中に排出されていますが、中には生活環境や人の健康、生態系等へ影響を与えるおそれがあるものもあることから、化学物質の排出抑制、管理の徹底を図るため、常時監視等により、県内の排出状況等の把握に努めるとともに、県民に対しても、化学物質に関する正しい情報をわかりやすく提供していく必要があります。

図 5-5 公害苦情の受理件数(典型7公害別)の推移



資料:香川県環境管理課

施策体系

5-3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策等の推進	5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進
	5-3-2 化学物質対策等の推進

施策展開

5-3-1 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

ア)騒音・振動対策の推進

- 市町に対する騒音・振動対策に関する技術的助言に努めるとともに、騒音規制法や振動規制法に基づき、必要に応じて、騒音・振動規制地域の見直しを行うなど、騒音・振動防止対策の推進を図ります。
- 香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、航空機による宣伝など騒音規制法の対象となっていない日常騒音を規制します。
- 自動車による交通騒音を監視するため、幹線交通道路に面する地域の面的評価を行うとともに、高松空港周辺地域における航空機騒音調査や本州四国連絡橋の鉄道騒音調査を実施し、必要に応じ、関係機関に対して騒音低減対策の要請等を行います。

イ)悪臭防止対策の推進

- 市町に対する悪臭対策に関する技術的助言に努めるとともに、悪臭防止法に基づき、必要に応じて、悪臭規制地域の見直しを行うなど、悪臭防止対策の推進を図ります。
- 畜産業からの悪臭防止のため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の処理・保管施設の管理基準等の遵守や適切な堆肥化を指導します。

5-3-2 化学物質対策等の推進

ア)化学物質の使用実態の把握と適正管理の推進

- 化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善が促進されるよう、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のPRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)に基づき、環境中への化学物質の排出量や移動量を公表し、化学物質の適正管理を促進します。
- 化学物質による環境汚染の実態を把握するため、環境省委託事業である化学物質環境実態調査を実施します。

イ)化学物質(農薬)の安全管理、安全使用の推進

- 農薬による環境への汚染防止を図るため、農薬販売業者や生産者に対する立入検査、講習会等を通じて、安全管理や安全使用について指導します。
- 香川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱や香川県ゴルフ場農薬安全使用指針に基づき、事業者のゴルフ場における農薬使用の指導を徹底します。

ウ)ダイオキシン類対策の推進

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川と海域の水質と底質、発生源周辺の土壌調査を実施するとともに、工場・事業場に対して、排出ガス・排出水及び燃焼灰その他の燃え殻中に含まれるダイオキシン類の汚染状態の監視や指導などを行います。

エ)環境放射能対策の推進

- 環境放射能の常時監視を継続的に行い、その結果を公表するとともに、原子力発電所等における災害が発生した際には、原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針に基づき、放射能調査の充実を図ります。

関連計画

- 家畜排せつ物の利用の促進を図るための香川県計画
(耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくりなど家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画)

各主体の取組方向

主体	わたしたちにできること
県 民	・楽器、ペットの鳴き声など日常生活の音が、騒音とならないよう配慮する。 ・自動車を運転するときは、急発進・急加速など騒音をみだりに発生させない。 ・悪臭の発生源となるごみなどを野外で焼却しない。
事 業 者	・騒音規制法等に定める規制基準を遵守し、騒音、振動、悪臭の発生を防止する。 ・低騒音、低振動型機械等を導入するなど、騒音や振動の発生の低減に努める。
民間団体	・近隣騒音への配慮など社会生活のマナーを呼びかける。

方向性を同じくするSDGsのゴール



第4章 計画の推進

1 推進体制

2 進行管理

第4章 計画の推進

1 推進体制

県は、計画を総合的に推進する体制の充実に努めるとともに、計画の推進主体として位置づけられる県民、事業者等の多様な主体との連携と協力のもとに計画を推進します。

(1) 県の推進体制の充実

- 本計画に基づく環境保全に関する施策の実効性を確保するため、関係部局が相互に緊密な連携と調整を行い、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 多様な主体との連携

- 県民をはじめ、事業者、民間団体、大学、金融機関等に対して、積極的に環境に関する情報の提供を行い、認識の共有化を図るとともに、多様な主体の参画と協働を促進します。
- 市町に対して、環境情報の提供や意見交換等を行うことにより、相互の連携を強化するとともに、本計画に沿って行われる市町の施策を支援することにより、施策の一層の推進を図ります。
- 広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題については、国や他の地方公共団体との連携と調整に努めます。

2 進捗管理

本計画の実効性を確保するため、進捗状況を客観的に評価し、課題を整理したうえで、施策を継続的に見直ししながら、計画の着実な推進を図ります。

(1) 進捗状況の評価

- 計画に掲げる指標の達成状況や施策の実施状況などをもとに、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のPDCAサイクルを通じて、計画の進捗状況を評価し、適切な進捗管理を行います。
- 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

- 県民や事業者等各主体の環境への理解と認識を深め、自主的・積極的な行動の促進を図るため、環境の状況、施策の実施状況等について、環境白書を作成し、公表します。

參考資料

1 環境指標一覽

1 環境指標一覧

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【各分野にまたがる基盤整備・地域づくり】環境を守り活かす人づくり・地域づくりの推進							
1	1	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数	団体	99	109	県があらゆる主体と連携して、環境保全活動を推進することが重要であるため。	5年間で10団体の増加をめざす。
2	1	GXに関する現地技術指導件数	件	15	23	環境と成長の好循環を図るため、企業のGX関連の取組みを促進することが重要であるため。	R6年度実績から50%の増加をめざす。
3	1	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況	%	27.1 (R7.6)	40.0	県民の環境保全行動の状況を把握するため。	現況から12.9ポイントの増加をめざす。
4	1-1-1	県が開設している環境分野のSNSのフォローワー数	人	4,012	6,100	インターネットを使った効果的な情報発信が重要であるため。	R6年度実績から50%の増加をめざす。
5	1-1-2	環境教育・環境学習参加者数	人	63,010	182,000	環境を守り活かす人づくりの基本となるのが、環境教育・環境学習であるため。	R6年度実績から200%の増加をめざす。
3※	1-1-3	環境保全活動や環境学習講座等への参加状況(再掲)	%	27.1 (R7.6)	40.0	県民の環境保全行動の状況を把握するため。	現況から12.9ポイントの増加をめざす。
6	1-2-1	エコアクション21の新規認証取得件数	件	3	5	環境と成長の好循環に向け、環境経営に取り組む事業者を増やす必要があるため。	毎年度5件の新規取得をめざす。
1※	1-2-3	環境保全活動について県と連携した市町・事業者・民間団体数(再掲)	団体	99	109	県があらゆる主体と連携して、環境保全活動を推進することが重要であるため。	5年間で10団体の増加をめざす。
7	1-3-1	県民参加の森づくり参加者数	人	9,071	10,000	県民総参加のみどりづくりに向け、森づくり活動への参加を促進する必要があるため。	R6年度実績から10%の増加をめざす。
8	1-3-2	かがわ里海大学修了者数(累計)	人	2,964 (R2~R6)	4,500 (R8~R12)	かがわ里海大学は、里海づくりを牽引する人材を育成する、本県の里海づくりの柱となる重要な取組みであるため。	R2年度からR6年度の累計実績から50%の増加をめざす。
9	1-3-3	県立公園等の年間利用者数	人	3,845,978	4,600,000	地域の活力やにぎわいの創出に向け、地域環境資源を充実・活用していくことが重要であるため。	R6年度実績から20%の増加をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【地球環境分野】地球温暖化対策の推進							
10	2	温室効果ガス削減率	%	▲26.0 (R3)	▲46	地球温暖化の防止を図るためには、温室効果ガスの削減が必要であるため。	国の温室効果ガスの削減目標に準拠し、2013年度比で46%削減をめざす。
11	2	「脱炭素に向けたライフスタイル等の転換」を意識した県民行動の定着度	%	79.5 (R7.6)	90.0	脱炭素社会の実現には、県民一人ひとりが脱炭素を意識した行動への転換が必要であり、その行動の定着が重要であるため。	現況から10.5ポイントの増加をめざす。
12	2-1-1	太陽光発電設備付き新築ZEH住宅の戸数	戸	996 (R5)	1,700	住宅のさらなる脱炭素化に向け、ZEH化と合わせて新築住宅への太陽光発電設備の設置が必要であるため。	R5年度実績から70%の増加をめざす。
13	2-1-2	県施策による太陽光発電システム設置容量	kW	6,154	7,200	再生可能エネルギーのうち県内への導入適性の高い太陽光発電の普及を図ることが重要であるため。	7,200kW設置されることをめざす。
14	2-1-3	森林整備面積(累計)	ha	3,986 (R2~R6)	5,000 (R8~R12)	二酸化炭素の吸収源対策として、間伐や植林等の森林整備面積を増やすことが重要であるため。	前計画の目標を維持する。
15	2-1-4	FCV普及台数	台	33	66	温室効果ガス排出量の削減に向け、次世代エネルギーとして期待される水素を利用したFCVの普及を図ることが重要であるため。	R6年度実績から2倍の台数をめざす。
16	2-2-1	気候変動適応に関するセミナー等の実施件数	件	7	12	気候変動適応策の推進に向け、セミナー等を通して県民の意識醸成を図ることが重要であるため。	毎年度1件の増加をめざす。
17	2-2-1 2-2-2	指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)設置件数	件	369 (R7.6)	500	気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策として、市町の主体的な取組みが重要であるため。	5年間で130件程度の増加をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【資源循環分野】循環型社会の推進							
18	3	一般廃棄物の最終 処分量	万t	2.4 (R5)	2.2	県民の3Rの取組みが 重要であるため。	R5年度実績から0.2 万tの削減をめざす。
19	3	産業廃棄物の最終 処分量	万t	12.4 (R5)	10.1	事業者の3Rの取組み が重要であるため。	R5年度実績から2.3 万tの削減をめざす。
20	3-1-1	3Rの推進に積極 的に取り組んでいると 答えた人の割合	%	41.1 (R7.6)	56.0	県民の3Rの取組状況 を把握するため。	現況から14.9ポイント の増加をめざす。
21	3-1-1	一般廃棄物の総排 出量	万t	28.6 (R5)	26.0	県民のリデュースの取組 みが重要であるため。	R5年度実績から2.6 万tの削減をめざす。
22	3-1-1	一般廃棄物の一人 一日当たり排出量	g	825 (R5)	793	県民のリデュースの取組 みが重要であるため。	R5年度実績から32g の削減をめざす。
23	3-1-1	産業廃棄物の総排 出量	万t	248.3 (R5)	247.5	事業者のリデュースの取組 みが重要であるため。	R5 年度実績から 0.8 万tの削減をめざす。
24	3-1-1	一般廃棄物のリサ イクル率	%	18.8 (R5)	24.0	県民のリサイクルの取組 みが重要であるため。	R5 年度実績から 5.2 ポイントの増加をめざ す。
25	3-1-1	産業廃棄物のリサ イクル率	%	70.8 (R5)	72.4	事業者のリサイクルの取組 みが重要であるため。	R5 年度実績から 1.6 ポイントの増加をめざ す。
26	3-1-2	プラスチック使用 製品廃棄物の分別 収集・再商品化を 実施する市町数 (独自の再資源化 処理を実施する市 町を含む)	市町	1	9	市町におけるプラスチ ック資源循環の推進に 向け、一般家庭から排 出されるプラスチック 使用製品廃棄物の有効 利用について、市町の 取組みが重要であるた め。	国のプラスチック資源 循環戦略に準拠し、 R17年度に100%達成 を見据え、9市町をめざ す。
27	3-1-3	食品ロスの発生量	t	25,476 (R5)	22,200	県民や事業者の食品ロ スの削減のための取組 みが重要であるため。	R5年度推計値から家 庭系食品ロスは11.7% を、事業系食品ロスは 14%の削減をめざす。
28	3-2-1	廃棄物不適正処理 (不法投棄以外)に 係る通報を踏まえ た対応件数	件	92	69	廃棄物が適正に処理さ れることで通報を踏ま えた対応件数が減少す るため。	R6年度実績から23件 の減少をめざす。
29	3-2-2	廃棄物不適正処理 (不法投棄)に係る 通報を踏まえたと 対応件数	件	35	17	廃棄物が適正に処理さ れることで通報を踏ま えた対応件数が減少す るため。	R6年度実績から18件 の減少をめざす。
30	3-3-1	災害廃棄物処理に 係る訓練の実施回 数	回	3	年2回 以上実施	災害発生時には災害廃 棄物の迅速かつ適切な 処理が求められること から、平時の訓練を通 して対応力を強化する必 要があるため。	毎年度複数回の実施を めざす。
31	3-4-1	普段の生活で節水 している人の割合	%	79.5	100	県民の節水の取組状況 を把握するため。	すべての県民の節水意 識の向上をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【自然環境分野】自然と共生する地域づくりの推進							
32	4	生物多様性の保全に向けて県と連携した事業者・民間団体数	団体	12	17	県がさまざまな主体と連携して生物多様性の保全を推進することが重要であるため。	毎年度1団体の増加をめざす。
33	4	生物多様性に関する県民の認知度	%	44.6 (R7.6)	50.0	生物多様性の保全を図るためには、県民の生物多様性に関する認知度を向上させる必要があるため。	50%の認知度をめざす。
34	4-1-1	自然共生サイトの県内認定登録サイト数	サイト	2	5	「30by30 目標」の実現に向け、生態系の健全維持、増進を図るため、自然共生サイト認定の促進を図るため。	5年間で3サイトの増加をめざす。
35	4-2-1	香川県希少野生生物の保護に関する条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	種	16	20	希少野生生物の保護のためには、条例に基づく指定希少種を新たに追加する必要があるため。	20種の指定をめざす。
36	4-2-2	アライグマ・ヌートリアの年間防除頭数	頭	357	400	特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の防除を進める必要があるため。	R12年度までに年間400頭をめざす。
37	4-2-2	地域が主体となって外来種対策に取り組む市町数	市町	15	全市町	地域が主体となった外来種対策を進める必要があるため。	全市町に取組みが広がることをめざす。
38	4-3-1	50歳未満の狩猟免許所持者数	人	540	640	狩猟免許所持者の高齢化が進むなか、有害鳥獣対策を実施するため、狩猟者の担い手確保・育成が重要であるため。	5年間で100人の増加をめざす。
39	4-3-3	愛鳥週間ポスター原画コンクール参加学校数	校	58	63	愛鳥週間ポスター原画コンクールを通じて、野鳥保護等の大切さの一層の普及啓発を図る必要がある。	毎年度1校の増加をめざす。
40	4-4-1	農地中間管理事業による貸付面積	ha	4,221	6,000	農地中間管理事業等を活用した農地集積を促進し、地域農地の保全と持続的活用を図るため。	300ha／年の貸付面積の増加をめざす。
41	4-4-2	みどり認定者数	経営体	64	256	「みどり認定者」の拡大推進と、環境負荷低減等につながる技術的支援を行い、環境にやさしい農業の取組面積の拡大を図るため。	年間32人(直近2年間の実績)の増加をめざす。

NO.	施策展開	指標	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【生活環境分野】安全・安心な生活環境の保全							
42	5	環境基準の達成状況(大気、公共用水域、航空機騒音、ダイオキシン類)	項目	6 (R5)	7	安全で安心して暮らせる生活環境のためには、それぞれの環境基準の達成が求められるため。	全項目の達成をめざす。
43	5	生活環境の向上(大気・水・騒音の満足度)	%	56.2 (R7.6)	62.0	県民の生活環境に対する満足度を把握するため。	現況から5.8ポイントの増加をめざす。
44	5-1-1	大気に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100	大気汚染物質による汚染状況を把握し、工場・事業場に対する規制・指導を徹底するため。	全項目(4項目)について100%をめざす。
45	5-1-2	光化学オキシダント被害連絡受付件数	件	0	0	光化学オキシダントによる被害発生を未然に防止するため。	被害連絡受付件数なしをめざす。
46	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(健康項目)	%	100	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	100%をめざす。
47	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(河川BOD)	%	66 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
48	5-2-1	公共用水域に係る環境基準達成率(海域COD)	%	43 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
49	5-2-2	污水处理人口普及率	%	82.4	第5次全県域生活排水処理構想に定める値	県内の公共用水域の環境基準達成状況に影響する生活排水の処理状況を把握するため。	第5次全県域生活排水処理構想に定める値をめざす。
47※	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(河川BOD)	%	66 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
48※	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(海域COD)	%	43 (R5)	改善	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	公共用水域の環境基準達成状況の改善をめざす。
50	5-2-3	公共用水域に係る環境基準達成率(海域T-N)	%	100	100	公共用水域の環境基準達成状況を把握し、水質管理に努める必要があるため。	100%をめざす。
51	5-2-4	有害物質使用特定施設の立入検査実施件数(累計)	件	55 (R2~R6)	66 (R8~R12)	有害物質使用特定施設の立入検査を実施し、土壌汚染の未然防止を図るため。	5年間で県内の該当事業所の実施をめざす。
52	5-3-1	航空機騒音に係る環境基準達成率	%	100	100	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	100%をめざす。
53	5-3-2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率【全4項目】	%	100	100	基準達成率を把握し、必要に応じ削減対策を講じるため。	全項目(4項目)について100%をめざす。